尼崎市障害者計画関連事業等一覧 令和5年度(令和4年度決算分)

【~本資料の取扱いについて~】

!尼崎市障害者計画の進捗管理や評価を行う『評価・管理シート』の作成や専門分科会等において意見を聴取するにあ └たって、本計画に関連する事業や取組を一覧にまとめたものであり、参考資料として取り扱うこととする。

施策								TH- 411		R5	R4 R3	事務 施策	総合計画	分野別計画	担当所属名
性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	主要主要事業事業	[事業 評価	体系	(マスタープラン)	15.377.6
		安心に暮らすことができる共生社会の実	見												
	必要な支援を受け、身近な : 保健・医療	x地域で暮らすことができる環境づくり													
) 児慢性特定疾病対策事業費(小 見慢性特定疾病医療費支給事業)	・子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した 疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担に あたっては、小児慢性特定疾病審査会を設置 し、審査の結果、医療受給者証を交付する。	_	・平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	: 維持(継続)	・法定事業のため、今後も継続して実施する。			•	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課
	療や、慢性疾病を図るための医	、の身体等の状態を軽減するための医 にかかっている子どもの健全な育成療について、医療費の助成を行うとと 度周知を図ります	中事業自	自立支援医療等事業費(更生医療)	・更生等に必要な医療費を給付することにより、障害を除去、軽減または日常生活を容易にすること等に資する。	·令和4年度実績:6,219件	_	維持(継続)	_				06-1-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
	公的医療費助		中事業自	自立支援医療等事業費(育成医療)	・身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある 児童で、その障害を除去・軽減する手術等の 治療によって確実に効果が期待できる場合、 その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自 立支援医療費の支給を行うもの。	•令和4年度実績:68件	_	維持(継続)	_				06-1-① (障害者支援)	障害者計画	南部地域保
		、が安心して医療を受けることができる 自己負担額を軽減する助成制度を継	中事業	章害者(児)医療費助成事業費	・一定の所得を下回る身体障害者1級から3 級、知的障害者1Q50以下及び精神障害者1 級・2級の市民を対象に、健康保険または後期 高齢者医療保険による場 分の一部または全部を助成する。	持しており、受給者が負担すべき額を軽減するこ	・医療費助成制度の内容が複雑であることから、 市民や医療機関に対してわかりやすい説明に努 め、制度への理解が深まるよう工夫しながら取り 組んでいく必要がある。	維持(継続)	・医療費を助成することにより、経済的負担を軽減するよう、今後も事業を安定的に継続させていく。 ・医療費助成制度の継続的かつ安定的な運用に対する理解を深めるために、市民や医療機関に対して広報誌やホームページでの周知を図る。			•	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	福祉医療講
(1)医療	続的かつ安定的		中事業	吉核·精神医療付加金	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・感染症法)第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・(障害者総合支援法)第58条の公費承認医療費について、終医療費の5%又は被保険者自己負担額のいずれか少ない額を支給する。	・本事業の実施により、結核又は精神疾患の罹患により収入が低下した被保険者の経済的負担を軽減するとともに、医療機関を受診することを促進する効果があると考えている。	_	維持(継続)	・結核患者に係る給付は、一定の件数をもって推移しており、精神障害者に係る給付については、増加傾向にあることから、被保険者の福祉の向上に寄与するための事業として維持する必要がある。			•	08-2-(5) (健康支援)		国保年金謨
//、リハビリニ	2		中事業后	尼崎口腔衛生センター事業補助金	・心身障害者(児)歯科診療、休日急病歯科診療、予防検診業務及び障害者歯科診療や摂食嚥下支援に係る歯科医師等の人材育成に必要な経費の補助を行う。	・令和2年4月から尼崎市歯科医師会が新たな運営者となる中、3年目についてもスムーズに事業運営を行うことができた。	・令和3年度向けに成案化された研修事業について、より効率的・効果的な研修事業の実現に向けて、実施日時の再設定などスキームから見直しをしていく必要がある。	· · 維持(継 続)	・尼崎市歯科医師会とともに事業運営全般についての実施状況を確認し、経営分析を前提とした事業運営に関する協議を尼崎市歯科医師会と進める中で、更なる口腔衛生センター事業の充実に努めていく。		拡充	•	08-3-② (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	保健企画詞
テーション	医 られるよう、地域 を センターなど) や 共有を進め、医	が身近なところで安心して医療を受け 成の総合病院(兵庫県立尼崎総合医療 診療所など医療機関との連携や情 療関係者に対して障害への理解促進 地域の医療体制の充実に取り組みま	中事業	章害者自立支援制度支給関係事業 費(あまっこ部会(医療的ケア児部 法))	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	本市の取組について、地域の関係機関等への共 有を図り、一定の評価を得られた。また、コーディ	・人工呼吸器の装着など重度の医療的ケア児から優先してアウトリーチを進めているが、計画相談につながっていない重度対象児(5名)への早期対応やその他のケア児へのアウトリーチも求められており、その対応策について検討が必要である。		・重度対象児に対する早期支援にあたっては、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所との連携を進めるとともに、令和5年度から開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」においても、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケア児支援部会」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。			•	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	実施		その他取組	毛療的ケア児等関係業務		・地域の関係機関との連携を進め、円滑な地域 生活への移行につなげるため、障害児通所支援 事業所、特別支援学校や訪問看護ステーション を訪問し情報交換した。	_	維持(継続)	・令和5年度は、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所等関係機関との連携・情報交換を進め、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケアリ支援都会」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。			•	06-1-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	南北障害者障害福祉政
	ビ きるよう、身体障 リ 等におけるリハ テ ともに、兵庫県が	に応じた効果的な治療・訓練が提供で 幸害者福祉センターやデイケア事業所 ビリ教室、訓練講座の開催等を行うと が設置する専門支援機関(兵庫県立 リテーションセンター)や地域の訪問	中事業	身体障害者福祉センター指定管理 有管理運営事業費(自立訓練(機能 訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や療法士が出向き、より生活に沿ったリハビリを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないリハビリや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもった。・自立訓練(機能訓練)については、従前から支給決定者数と指定事業所数が少なく、利用期間が限定されていること等から例年の利用実績に変動が生じやすいものとなっている。	-コロナ禍において、事業の縮小や利用人数の制限を行っていたが、今後、規制緩和が進んでいくこともあり、コロナ禍以前の利用者数の水準に戻るように事業の運営や広報についても労る。コロナ禍により事業の縮小や利用人数の制限を行っていたことで、利用者数が減少しており、今和4年度実績についても第6期計画値を下回っている。		・社会情勢や施設利用者の意見を踏まえ新型コロナウイルス感染症にかかる規制緩和を行っていき、利用者が安心して施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。・自立訓練(機能訓練)については、引き続き、窓口等において相談・申請があれば、適宜サービス利用に繋げていく				06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	シ 看護ステーション ョ ハビリの推進(J	ン等との連携により、在宅におけるり 兵庫モデル)を図るなど、地域のリハビ 側の充実に取り組みます。	その他取組	医療的ケア児等関係業務	・南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。		_		・令和5年度は、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所等関係機関との連携・情報交換を進め、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケア児支援部会」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。			•	06-1-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	南北障害者障害福祉政

施策															
を策の I		中事集その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 R3 主要 主要 事業 事業	[】 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所加
	その人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実 要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	現													
	保健・医療														
	●精神障害のある人が可能な限り地域において支援が受けられるよう、保健や医療、福祉関係者等のほか、当事者やその家族が参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、自立生活援助等の提供体制の充実を図るなどし、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	中事業	精神保健事業費(地域精神保健福 祉対策強化事業)		・精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を3回開催し、地域での生活を支援するために必要な訪問看護等社会資源の必要性や活用方法について情報共有を図った。・措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した。(R4:支援対象者3名)	者の現状の課題を共有する中で、退院後の地域 生活における支援体制については、市内に単科 精神科病院がない実情を踏まえながら、再入院 に至らないよう地域における支援体制のあり方に	糸 =)	・医療、地域、行政で地域における支援体制のあ り方について協議を行うとともに、重層的に連携 した支援を行っていく。			•	•	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 ブランあまがさき	疾病対策
	●精神保健福祉相談や思春期相談、依存症専門相談など各種相談事業に取り組むとともに、精神保健福祉相談員や保健師による訪問等を実施し適切な治療につなげます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県精神保健福祉センターなど)と連携を図るなどし、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。	中事業	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実置、絵画、作品づくり、ミーティング等)・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	〈精神保健福祉相談等医師による相談〉 ・令和2年度:71回 94人 今和3年度:82回 実 103人 令和4年度:71回106人 ・各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に 伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適 切・迅速に交付することができた。	_	維持(継続)	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の 効率化に努める。			•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策
2	支援のの充実 ■当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。		精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な口常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等)・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	<精神障害者家族教室実績> ・令和2年度:36回 実101人 令和3年度:36回	_	維持(継続)	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の 効率化に努める。			•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策
2対する施策		中事業	ひきこもり等支援事業	題に気づいていない当事者に対し、信頼関係	・令和4年7月からひきこもり等支援事業を開始し、15世帯17人に対してアウトリーチを実施するとともに、ひきこもりの方の居場所や家族交流会を定期開催した。	・長期間ひきこもり等状態にある事例の多くは課題が深刻化し、適切な支援につなぐことが難しいといった課題がある。	初	・引き続き、ひきこもり等の対象者の早期把握に向け、市ホームーページ・市報、市民向けの啓発 講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。		新規	•	•	05-2-① (地域福祉)	地域福祉計画	南北福祉課
) (4	② ■精神障害に関する正しい理解と認識を深めるととも に、自殺対策の一層の推進を図るため、こころの健康 解 及・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	中事業	精神保健事業費(自殺対策強化事 業)	介護職等に対する情報提供、自殺に関係の 深い精神疾患に関する専門相談の実施等。 ・一般市民に自殺予防及び自殺に関係の深い	・自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(10回実施、205人参加)。・思春期の自殺関連行動事案に対しては、連携シートの活用について関係部局間との協議を進かるとともに、思春期の自殺リスクの高まる夏休み明けの時期に対し、家庭や学校以外に過ごせる地域の居場所を確保し、周知を行った。(令和4年度思春期相談対応人数 21件実施)。	ほか、若年層の自殺対策については連携シートの活用や長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという分析に基づき夏休み明けに対する対策等関係部局と協議し実施していく必要がある。	維持(継続)	・自殺対策計画に基づき、自殺による死亡率の 低減のため、引き続き教育委員会やいくしあ等と 連携し、児童・生徒や保護者、教員に対して精神 保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実 施する。 ・連携シートの活用方法や関係部局間の役割分 担について継続的に協議を進めることで、ケース 対応時に円滑かつ迅速に一体となって支援が進 められるように努める。			•	•	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 ブランあまがさき	疾病対策
打 の 対	医 医 素精 神神 神科教急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科教 対対 対対 なお。	その他取組	精神科教急の活用	_	・兵庫県の実施する精神科教急制度を活用しながら日中から夜間にかかる受診支援について実施した。	・精神科救急に至らないためにも早期に支援に つながる必要がある。	維持(継続)	・休日・夜間については兵庫県の実施する精神 科教急制度を活用するとともに精神科教急に至 らないよう早期に相談支援を行っていく。							疾病対策
	① ●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での 悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行	中事業	難病対策事業費	身体的・特神的負担の軽減を図り 難病患	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。	・粧柄の気粘有証父刊有数は増加傾向にあり、		・令和5年度についても新型コロナウイルス感染 症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体 となった電話相談や、会場を設けての集団相談 会を委託実施することで更なる当事者・家族等と のつながりを持つ機会を得られるようにする。			•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策
(3)難病等	医療 の生活の質の向上に取り組みます。また、兵庫県が 的生活の質の向上に取り組みます。また、兵庫県が 設置する専門支援機関(長庫県難病制設センターなど)や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域 生活の支援に努めます。	中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小 児慢性特定疾病児童等自立支援事 業)	・小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る	・〒柏3千度に引き続き、自立又疾事未必安託元 であるNPO法人チャイルドケモハウスと連携し、 疾病を抱える児童やその家族に対して、療養や 学校生活、自立に向けた相談支援などを行うこと により、心理的な負担軽減を図るとともに、神戸	_		・法定事業のため、今後も継続して実施するが、 事業の認知を広めるため、各申請窓口に自立支 援事業のチラシの設置、市報やホームページに よる広報に引き続き努める。			•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策
I	充 実 ● 当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズ にも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	中事業	難病対策事業費	身体的・特神的負担の軽減を図り 難病患	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。	・難病の受給者証交付者数は増加傾向にあり、 引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必 要性がある。		・令和5年度についても新型コロナウイルス感染 症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体 となった電話相談や、会場を設けての集団相談 会を委託実施することで更なる当事者・家族等と のつながりを持つ機会を得られるようにする。			•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策
是及	② ●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療 講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同 士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サー ビスの提供等にあたっては、難病等の特性(病状の変 化や進行、福祉ニーズなど)に配慮したものとなるよ う、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進達窓口業務を行う。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体となった電話相談や、会場を設けての集団相談会を委託実施することができた。その結果、当事者・家族等とのつながりを持つ機会を得られた。	・難病の受給者証交付者数は増加傾向にあり、 引き続き委託先と連携し相談会等を実施する必 要性がある。	維持(継続)	・令和5年度についても新型コロナウイルス感染 症の感染状況に留意しながら、難病患者が主体 となった電話相談や、会場を設けての集団相談 会を委託実施することで更なる当事者・家族等と のつながりを持つ機会を得られるようにする。			•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 ブランあまがさき	疾病対策

本施策															
施策の 方向性		中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組 主	75 R4 主要 主要 章 事業		事務 事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属
	もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現													
	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり : 保健・医療														
		中事業	乳幼児健康診査事業費	・4か月児健康診査、9~10か月児健康診査、 1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。	・乳幼児健診は、緊急事態宣言等の発令に備え 個別健診を実施する体制を整備していたが、感 染症対策を講じ年間を通して集団健診を行うこと で育児不安等を多職種で共有し、早期の支援に 繋ぐことができた。また、未受診児対応では、適 切な時期に受診できるようしくしあ」との連携で 得た情報を活用しながら受診動変を行い、休日 健診には3回74人が受診するなど、受診率の向 上を図った。 ・3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を 導入し、検査結果も踏まえ精密検査の必要性を 説明したところ、精密検査の医療機関受診率が 令和元年度の35.8%から令和4年度は76.4%ま で上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。	・乳幼児健診の受診率は97.2%(R4)であり、引き続き未受診者への把握に努め、適時適切な受診勧奨が必要である。	維持(継続)	・乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」と の連携により、子の保育園や幼稚園等への所属 状況や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな 未受診者の対応を進める。		拡充	•	•	04-1-① (子ども・子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	北部地域保
		その他取組	いくしあ心理士派遣事業	・3歳6か月児健康診査にて発達障害を疑う児 や発達面で不安を抱える保護者に対し、いくし あ推進課発達相談支援担当の心理士が南北 保健福祉センターに出向き、地区担当保健師 の同席のもと専門的な立場から助言をする。	キス体料 レ アール/ もから南北伊畑短州おい。	「て、切れ目のない支援が実施できているかどうか 検証する必要がある。	維持(継続)	・対象を2歳児乳幼児相談以降の子どもの保護者と対象を拡大し、発達面に関する相談体制がより充実するよう検討する。					04-3-① (子ども・子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いくしあ推え
	●乳幼児等の健康診査や専門相談、療育教室を実施して、発達の遅れや障害が疑われる子どもの早期発見・支援に取り組みます。また、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」において保育園や幼稚園、学校等と連携を図るなどし、発達に課題を抱える子どもを	中争未	児童生徒幼児健康診断事業費(児童生徒幼児の心臓疾患・腎臓疾患・脊柱側わん症・結核などについての健康診断事業)	診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側わん	_	_	維持(継続)	-			•		03-1-③ (学校教育)		保健体育詞
4)障害の原因	では、	その他取組	児童面接結果(就学時健診)を活か した支援が必要な児童の就学に向 けた支援に関する検討会	・就学時健診(児童面接)の機会を捉え、スクリーニング項目や実施方法等を検証し、発達特性のある子どもの早期発見・支援につなげる。	・幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し、就学時健診における 児童面接を集団面接とする小学校を40校に広げたほか、モデル校3校で配慮が必要と思われる子どもの情報を、在籍園全園と連携し小学校に伝える取組を進めた。		維持(継続)	・モデル校入学者のフォローアップにより判断基準の策定を行う。また、モデル校の拡大とともに、全市展開に向けた体制整備を検討する。				•	04-3-② (子ども・子育て支 援)		いくしあ推 特別支援: 保健体育
2となる疾病の予防	発見・早期支援の推	中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・保護者の理解が整っておらず、各施設(幼稚園・保育所/園・小・中・高校)の職員が予達障の対応で困難さを抱えている場合に、発達害害に関する知識を有する専門職が各施設を訪問し、関わり方の助言等を行う。	・事務改善を図ることで障害サービスを受ける子 どもも事業対象とし、支援の充実を図った。	_	維持(継続)	・各施設で、子どもへの対応に困っている場合 に、保護者の理解が整わない状態でも施設側が 助言等の支援をうけることができる事業として今 後も継続する必要がある。 ・計36回の実施のうち、就学前施設が31回、小・ 中学校への実施が5回となっており、小学校以上 への支援については、別途行っている就学時健 診への取組み等と合わせた、新たな取り組みを 検討していく。			•	•	04-3-② (子ども・子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いくしあ推
· 支援等	進	中事業	支援者サポート事業費(ティー チャーズトレーニング)	・子どもの対応に困難さを感じている各施設の 職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対 応の仕方について学ぶ講座を開催する。	・小学校教員2名、保育士5名に対して実施し、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について具体的な対処方法を提供しスキルアップを図ることができた。 ・保育連営課と連携し、公立保育所の保育士17人への研修を実施し、子どもの支援を考える際に子どもの視点から考えることの大切さを伝えることができた。	_	維持(継続)	・保育士や教員、児童ホーム等、職員向けの研 修の実施についても検討していく。			•		04-3-② (子ども・子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いくしあ推
		中事業	健康づくり事業費(健康教育事業)	管理栄養士・歯科衛生士等)による健康教 育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員	・健康教育事業では感染防止対策を継続しながら令和元年度まで南北保健福祉センターで実施していた生活習慣改善教室を再開し、子育で・働き世代への健康教育が実施できた。	_	維持(継続)	・健康教育事業については、「働き盛り世代」を ターゲットとし、関係部署と連携をとりながら生活 習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。			•		08-2-① (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康増進
	●障害の原因となる様々な疾病等の早期発見を進めるため、各種健康相談や健康教育など疾病に対する 啓発等を実施し、早期受診の必要性について周知を 図るとともに、必要な支援につなげます。	中事業	健康づくり事業費(健康づくり推進員 (各種サポーター)養成事業)	進員を養成するための各種講座を実施する。 地域における健康づくりの実践活動や健康	・健康づくり推進員養成事業では、全体での委嘱式や研修会をコロナ禍以降初めて対面で開催できた。また、再開した生活習慣改善教室等でも健康づくり推進員が活動し、一部中止していた健康づくり活動を再開させることができた。		維持(継続)	・健康づくり推進員の養成については、地域で市民目線での健康づくり活動が展開できるよう、引き続き養成・活動支援を行う。			•		08-2-① (健康支援)	地域いきいき健康 ブランあまがさき	
		中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(小 児生活習慣病対策事業)	・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側わん症対策、結核対策、小児肥満対策等の健診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを推進す	・令和4年度は前年度に比べ、小児生活習慣病 対策事業に係る、講演会、運動教室の参加者が 増加した。	・令和4年度は前年度に比べると、小中学生の受診率が下がっている。受診率向上のため、対象家庭に対しては、受診への意識を高められるような声かけ等が必要である。	維持(継	・肥満度の高い児童が参加しやすいように、講演会や運動教室の内容の充実を図り、医療機関の受診率を上昇させる。その結果、児童・生徒の肥満率を減少させる。			•		03-1-③ (学校教育)		保健体育

	基本旅策		/ 因是于不一克 ————————————————————————————————————												1			
理課念題	施策の方向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理	念 : 誰も	がその人	らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現														
重点	課題1.	必要な支	援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり															
	基本施策1	:保健・	医療															
				中事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(ヘル スアップ健診事業)	重症化予防の対策としての重度高血圧者等	は特に、コロナ禍以降受診控えをしている対象者 を重点的に勧奨した。また新規対象者において は、国保年金課や各サービスセンターの窓口な どと連携し健診の案内を行った。 ・保健指導では、健診データの読み取りや病態に 関する研修などの事例検討を行うことで、保健指 導の質の向上に取り組んだ。また委託業者と連			・受診者の各層別の特徴・属性に応じた受診勧 要を引き続き行い、広報の場を拡大する。また、 医療機関での受診者が増加傾向にあるため、未 受診者の医療機関受診状況を分析しつつ、医師 会と連携し、かかりつけ医の利点を生かした個別 健診の受診を促す。 ・保健指導研修会等を実施することで、保健指導 の質についての充実を図り、引いては実施率の 向上に努める。また、各種保健事業の必要性の 検証を行う。				•	•	08-1-② (健康支援)	地域いきいき健康 ブランあまがさき	健康支援推進担Ⅎ
	(4)障害の原因とな	②健康づ	●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防す るため、特定健康診査や保健指導等の実施に取り組				・尼っこ健診は、受診率が低下傾向にあるため、 受診率向上につながるよう、広報物に健診の意 義や昨年度の健診結果を掲載する等内容の見 直しを行った。健診実施期間が新型コロナウイル ス第7波による感染拡大期と重なり、11歳受診率 35.7%(前年比19ポイント下降)、14歳受診率 26.2%(前年比0.6ポイント下降)と受診率は低下し た。また、健診の実施結果を教育委員会と情報 共有し、保健指導時にリスクの高い生徒102人に 対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行っ たが、勧奨期間途中で定員(50人)に達したた め、勧奨できたのは20人であった。	・受診率の向上及び保健指導の対象となる生徒 の生活習慣の改善が継続できるよう、養護教諭 及び担任教諭との役割分担、情報共有を行い、 連携を図っていく必要がある。	維持(継続)	・効果的な受診勧奨(PTAを通じた周知)及びリスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な支援について引き続き教育委員会等との連携を促進させる。				•	•	08-1-② (健康支援)	地域いきいき健康 ブランあまがさき	健康支援推進担当
	る疾病の予防・支煙	くりの推進	みます。			・市内の小中学校において、市独自に作成した望ましい生活習慣を習得するための学校教材副読本「みんなで考える尼崎の健康」を活用した授業を実施する。	学と併せて1食に必要な野菜の試食も行った。	・健診対象が11歳・14歳の2学年のみで毎年対象が変わるため、有所見率の減少には対象学年のみならず学校や地域全体での取組が重要となることから、教育委員会や地域振興センターとの連携が必要になる。	維持(継続)	・ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有をすすめるとともに、「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」の令和6年度運用開始と併せて同計画の内容も踏まえた施策体系や指標の見直しを行い、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。				•		08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課
	等			中事業		・市独自で作成した、園児も遊びながら使える 教材を活用し、小学校での授業に引き継げる 基礎的な生活習慣病予防の授業を実施する。	・各園で授業を実施した。	_	維持(継 続)	-				•		08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課
				中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業 業費(高血圧ゼロのまち推進事業 費)	・心筋梗塞や脳血管疾患等の「循環器病」発症の最大の危険因子である「高血圧」は、市民が自身の変化を確認しやすい生活習慣病の1つであることから、血圧を通して自らの体に興味を持ち疾病の予防につながる啓発を行う。	・血圧記録帳を10,000部作成し、市内公共施設で配付を行った。また、より効果的に事業を推進するため、NPO法人日本高血圧学会に「高血圧ゼロのまちづくりモデルタウン」の申請を行い承認を受けた。	_	維持(継続)	・定期的な血圧測定や適塩化の必要性を啓発するため、血圧記録帳の配布に加え、イベントの開催、公共施設の血圧計設置等の高血圧対策強化に取り組む。				•		08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康增進課

策	1									DE	D4	- Pa	事務	施策	総合計画	分野別計画	10
乗の 耶 句性 項		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組		R4 主要 事業		事業	評価	体系	(マスタープラン)	担当所加
誰もがる	その人	らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現							<u>'</u>	<u>'</u>						
		接を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり ・一ビス、相談支援															
.AC. 18	1	CA THEOLOGIC															
の充実	7回	●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズ や生活状況等に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、 重度訪問介護など)を提供します。		障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援給付費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。 ・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。	・障害福祉サービスと障害児通所支援サービス の支給決定者数は、令和3年度末の6,989人から 令和4年度末は7,423人に増加(+437人)してお り、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄 与している。	_	維持(継続)	_					•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉
		●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地 域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所 サービス(生活介護など)を提供します。	中事業	重症心身障害者通園事業体制維持 補助金	・医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を加配している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。	・本市の延べ利用者数は、令和4年度で769人と 減少しているものの、医療的ケアを要する重症心 身障害者の受け入れ施設が不足する中、看護職 員を加配している生活介護事業所の費用の一部 を補助することで、これらの障害者のために安全 かつ継続的なサービスの提供がなされた。また、 介護者の介助負担軽減にも寄与した。	・・ 当該事業は、西宮市との共同で行っている事業であることから、両市で連携を図り、実施していか	維持(継続)	・医療的ケアを要する重症心身障害者が継続して通所施設の利用ができるよう、西宮市と連携を図り、今後も継続して実施する。				•		06-1-② (障害者支援)		障害福祉
	② 日 中		中事業	障害者安心生活支援事業	「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果	・生活介護事業所のネットワーク会議においては、BCP作成や虐待防止についてなど感染予防対策を実施しながら対面で計2回開催し、意見交換と情報共有を図った。	_	維持(継続)	・当該ネットワーク会議を活用し、事業所情報の 把握や利用(空き)状況の公表等に引き続き取り 組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係 る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能 の強化に繋げていく。				•		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
「1)章雪富	ビス	●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある 人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)を提供します。	中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や療法士が出向き、より生活に沿ったリハビリを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないリハビリや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもった。・自立訓練(機能訓練)については、従前から支給決定者数と指定事業所数が少なく、利用期間が限定されていること等から例年の利用実績に変動が生じやすいものとなっている。	・コロナ禍において、事業の縮小や利用人数の制限を行っていたが、今後、規制緩和が進んでいくこともあり、コロナ禍以前の利用者数の水準に戻るように事業の運営や広報について検討していく必要がある。・コロナ禍により事業の縮小や利用人数の制限を行っていたことで、利用者数が減少しており、令和4年度実績についても第6期計画値を下回っている。	結)	・社会情勢や施設利用者の意見を踏まえ新型コロナウイルス感染症にかかる規制緩和を行っていき、利用者が安心して施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。・自立訓練(機能訓練)については、引き続き、窓口等において相談・申請があれば、適宜サービス利用に繋げていく						06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
业 ナー ご ス 寿		●家族や介護者の病気や急用、休息等の理由によって、 一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間 の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日 中一時支援)を提供します。	中事業	障害者(児)日中一時支援事業費	・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	< 令和4年度実績 利用者数 788人(うち、児童 186人)> ・平成29年6月以降の事業所指定基準の緩和等により、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあり、障害者(児)の家族等の就労や一時的な休息に寄与している。	_	維持(継続)	・近年、放課後等デイサービスの利用者が大きく 増加している中、当該利用者が18歳到達後、日 中活動系サービスを利用する際、タ方(概ね16 時以降)の時間帯の見守リニーズの増加が見込 まれるため、サービス事業所のネットワーク会議 などにおいて、適宜、本事業の周知等に努めて いく。				•		06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉
1	③ 福祉		中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病 患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用装具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。	-	変更(新 規・抗 充・行 革)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、 安定的な事業連営に努める。 ・市報やホームページへの掲載のほか、当事者 団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めながら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に 給付できるよう取り組んでいく。	拡充			•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福祉
(の 利	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。	中事業	補装具交付・修理事業費	・身体障害者(児)の失われた機能を補うため、当然必要と考えられる器具機材を交付・修理する。	•令和4年度実績:1,041件	_	維持(継続)	_						06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
	用 支援等				・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を 助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定の ニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の 支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることが できた。	_	維持(継続)	・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期の言語発達やコミュニケーション能力取得により、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。				•		06-3-③ (障害者支援)		障害福祉
			中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小 児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付事業)	・小児慢性特定疾病児童に対して、電気式た ん吸引器など日常生活用具を給付する。	・市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	_	維持(継続)	・法定事業のため、今後も継続して実施する。				•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対

施策の行向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組	次年度(今後)の取組	R5 主要	R4 F 主要 主	要 事業	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		、て安心に暮らすことができる共生社会の実践	 [731412		事業	事業	来			
		近な地域で暮らすことができる環境づくり													
を策2 :	福祉サービス、相談	支援				人業老の人時は陸宇振り共 ギュにして 1 次							ı	T	
	害のある人にたい、地域にお 低額な料金で	、浴や通所等による入浴が困難な重度の障、、訪問人浴サービス事業を実施します。まいて現に住居を求めている障害のある人が、居室等の利用ができ、日常生活に必要な便とができる福祉ホームの運営を助成します。	中事業		・居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が浴槽 を居室に運び込んで入浴の提供を行う。		事業の総統的な実施に取り組んでいて必要がある。: :	生 維持(継本)	・重度身体障害者の入浴にあたっては、当該事業による支援でないと対応できない方も一定数いるため、委託先の新規参入を促していくともに、障害福祉サービスによる対応とあわせて継続的な事業運営に取り組む。			•	06-1-(2) (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福祉課
	4)		中事業	障害者福祉ホーム事業補助金	・対象施設を運営する福祉ホームに対し、本 市からの入居者の割合に応じ、要する費用の 一部を補助する。	・申請のあった障害者福祉ホームは、市外の精神障害者福祉ホーム」か所であり、入居者数は横ばいの状況が続いているが、当該障害者福祉ホームを運営する法人に対し、費用の一部を補助することで、低額な料金で居室その他の設備の提供が可能となり、利用する障害者の負担軽減を図ることができた。	_	維持(継続)	・障害者福祉ホームは、住居を求めている障害 者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利 用させ、日常生活に必要な便宜を供与することに より、地域生活の支援を図るため、今後も継続し て事業を実施する。			•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
	そ の 他 の 日		中事業	心身障害者(児)対策事業費(特別 障害者手当等支給事業)	・精神又は身体に著しく重度の障害を有する ために、日常生活において常時特別の介護を 必要とする方に支給する。	経過的福祉手当 月額14.850円<令和4年度実績72件〉 障害児福祉手当 月額14.850円<令和4年度実績3,071件〉 特別障害者手当 月額27,300円<令和4年度実績5,971件〉	_	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉認
	常生活を支		中事業		・障害福祉サービス又は介護保険サービスを 利用していない心身障害者(児)を在宅で介護 する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年額 10万円)を支給する。	〈令和4年度実績 延べ人数200人〉	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉
	へ援 す る 福		中事業	心身障害児及び重度知的障害者介	・保護者が疾病等の事情で心身障害児及び 重度知的障害者の介護ができないときに一時 的に介護人を確保する。	<令和4年度実績 延べ日数0日>	_	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉
(1)障害福祉	の とができるよう	人が地域で質の高い自立した生活を営むこ 、年金や諸手当の給付、各種の支援・優遇	中事業	障害者理美容サービス事業)	・介護手当の支給を受けている介護者が介護 している、重度の心身障害者(児)に対して理 容・美容の出張サービスを実施する。一人あ たり、年間4枚のチケットを交付する。	・理美容サービスにおいては、支給対象者である 介護手当受給対象者が年々減少していることも あり、チケット利用枚数も同様に減少しているが、 サービスを継続することで、重度心身障害者 (児)の健康管理及び保健衛生の向上や介護者 の負担軽減を図ることができた。	_	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(別、等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉
祉サー ビス等	充 指直寺に関9 実	る情報提供に取り組みます。	中事業	児童福祉施設入所心身障害児利用 者負担補助金	・児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養 義務者が納入した費用の2分の1を助成する。	・令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、補助対象者は令和元年度以前に比べ減少している。令和4年度においては、通所施設より入所施設を利用する児童の保護者の申請が多い傾向にあり、申請延べ件数は減少したものの、一人あたりの支払額平均は増加しており、児童福祉施設を利用している心身障害児の保護者が負担する費用の一部を補助することで、経済的な負担軽減に寄与することができた。	=	維持(継続)	・心身障害児の心身や世帯等の状況により児童福祉施設の利用が必要となった扶養義務者に対し、負担軽減を図ることにより、心身障害児の療育の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉
			中事業	(短針の毛引き) (短針の毛引き) (短針の毛引き) (回針の毛引き) (回りを引き) (回りを引き) (回りを引き) (回りを引き) (回りを) (回	・障害者に対する福祉サービス等を記載した 「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時 や研修会等で配布する。	-	-	維持(継続)	-			•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
			中事業	費	・国籍要件等により、国民年金の制度上、障害基礎年金を受給できない重度障害者及び中度障害者に、障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給する。	・現在の受給者は10人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続きは、本人からの申請により、審査後受給者となることから、該当者の教済漏れ件数についての把握は、困難な状況にある。そのため、手続漏れがないよう市報での年1回の案内に加え、ホームページでも周知を図っている。	_	維持(継続)	・本来、制度的無年金外国籍重度障害者等は、 国の年金制度で救済されるべきものであるが、 国の法整備が図られるまでの間の福祉的措置と して、事業の必要性及び有効性は高い。このため、今後も継続して実施する。			•	08-1-④ (健康支援)		国保年金記
	事業者に対し 祉サービスや の周知と確実 超える際は、	相談支援が円滑に提供されるよう、これらの て必要な情報等を提供します。また、障害福 移動支援等の支給決定基準(ガイドライン) な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を 医療や福祉関係者等で構成する審査会を開 障害のある人への適切なサービス提供等 す。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(非定型審査会)	・尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準 (ガイドライン)において基準を超える支給決定 を行う際などに非定型審査会を開催する。	・令和4年度:開催なし	_	維持(継続)	_			•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	南北障害
	ス 上のための研究の評価と結集団指導等を有するなどし、	相談支援の事業者に対し、従事者の資質向 修機会の確保や労働法規の遵守、運営状 果公表等に取り組むよう指導します。また、 通じて、実地指導や請求審査の結果等を共 サービスの質の向上を図ります。	中事業		・障害者福祉サービス支払のための国保連合 会支払事務委託する。	<令和4年度実績 障害福祉サービス支払事務 委託件数 133,179件>	・適正な支払事務に向けては、国保連への委託と合わせ、請求審査ソフトを活用して重複チェッ等を行い、事業所への連絡等の対応をしているが、サービス支給件数の増加や度重なる制度3更等に伴い、毎月、請求誤りが一定数発生しているため、その対応が課題となっている。	- プク る 維持(継 変 続)	・適正な支払事務にあたっては、事業所への実 地指導等の機会を通じて、正しい請求方法を伝 えるとともに、請求審査システムを活用して重複 チェック等を行うなどし、増大する請求事務への 対応に努めていく。			•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉
	等 所や保健・医 議会「ガイドラ 運用状況の核 提供のために	人やその家族をはじめ、委託相談支援事業 療・福祉等の関係者で構成する自立支援協 イン検討部会」を開催し、各種ガイドラインの 該証等を行うほか、適切かつ良質なサービス 必要な取組・課題等について共有を図るな 携の緊密化に努めます。		障害者自立支援制度支給関係事 業費(ガイドライン検討部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・令和4年度実績: 開催なし	_	維持(継続)	_			•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉

基本施策	ŧ											15.55			
	その 取組 1性 項目	取組内容(第4期)	中事集その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R4 R3 主要 主要 事業 事業	事務事業	施策	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理念 : 計	誰もがその人らしく、	自立して安心に暮らすことができる共生社会の写	英現							<u> </u>				1	
		ナ、身近な地域で暮らすことができる環境づくり													
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	策2: 福祉サービス	THEXXIX	中事業	障害者支援施設新規入所者PCR 検査事業費	を通じて、市が委託契約する民間検査会社が 実施する。当該施設を通じての受検が困難な 場合は、本人が希望した医療機関等で受検し	クラスター発生予防等につながるとともに、安定 的な施設運営にも寄与するものとして実施してい	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染 状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討して いく必要がある。	維持(継	・入所施設におけるクラスターの発生等を予防するため、令和5年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが12類相当」から「5類」に引き下げられたことをふまえ、必要となる対策や支援も変わっていくことが想定されるため、今後も国の動向を注視し、柔軟に対応していく。		•		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
			中事業	要介護者一時受入事業費	た場合等において、濃厚接触者等となり、他	・令和4年度については、幸い当該事業による受 入事案は発生しなかったが、本市が委託する受 入先の法人と連携を図り、受け入れが発生した 場合の居室(空床1床)や支援体制を通年確保す ることで、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持 できない要介護者(障害者)の日常生活を維持す るための受入体制が確保できた。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。	DE II-	・新型コロナウイルス感染症の対応については、流行当初と比較して、感染対策の徹底やワクチン接種による重症化リスクの軽減があり、また、国においても令和5年5月8日から感染症法上の類型が12類相当」から「5類」へ引き下げられたこともあり、当該事業の開始時と比べると、状況は大きく変化しており、これら対策や制度変更の状況等をふまえ、当該事業の役割を一定終えたものと判断したことから、事業廃止とした。		•		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
			中事業	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	・濃厚接触者等または陽性者に支援を行うサービス従事者に対し、協力金を支給する。	・新型コロナウイルスの感染症をとりまく状況の 変化に伴い、支給対象の条件を変更しながら事業を継続してきた。また、そうした状況の変化に より令和4年度の延べ申請者数も令和3年度に比 べて2.7倍程度となっているため、重症化リスクの 軽減などに応じた事業のあり方を検討していく。	_	廃止	・新型コロナウイルス感染症の流行当初と比較して、感染対策の徹底やワクチン接種により重症 化リスクが軽減したことなど当該協力金の事業開始時と比べると状況は大きく変化したため、当協力金の役割を一定終えたものと判断し、令和5年1月31日のサービス提供分をもって事業廃止とした。		•		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
			中事業	障害福祉サービス確保支援事業費	援を継続して提供できるよう、障害福祉サービ	・令和4年度は延べ14法人(延べ41事業所)に対して、通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生等による影響で生じたかかり増し経費等を助成することで、コロナ禍における利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。	_	維持(継続)	・障害者及び障害児の日常生活が維持できるよう、新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、引き続き必要なサービス提供を継続する必要があるため、国の補助制度を活用しながら、令和4年度も継続して本事業を実施していく。・障害福祉サービス事業所等の支援体制の維持・確保については、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に引き下げられたことをふまえ、必要となる対策や支援も変わっていくことが想定されるため、今後も国の動向を注視し、柔軟に対応していく。		•		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
		その他 (コロナ・ファシマネ関係)	中事業	新型コロナウイルス感染症対策事 業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、 国から送付された衛生用品を運送業者への 業務委託により提供を行う。	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。	_	廃止	・新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、今後、国からの衛生用品の配布がないため、終了する。		•		06-1-② (障害者支援)		法人指導課
			中事業	物価高騰対策福祉施設等支援事業費	定を受けている者やそれ以外で市内において 福祉施設等を運営している事業者に対して、	・コロナ禍における物価高騰対策として、市内のすべてのサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を交付(275法人・506事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。	_	廃止	・本事業は、国の地方創生臨時交付金を財源に 創設した物価高騰対策に係る一時(限定)的な事 業であるため、令和4年度の給付をもって終了 (廃止)している。 ・今後の国や県、近隣他都市による支援策等の 状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要 性等について検討していく。		•	•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当
			その他取組	コロナ対応 等	_	・新型コロナウイルスへの対応については、感染状況や重症化リスクの変化等を考慮し、適宜必要な運用変更や事業所への連絡調整を行いながら、引き続き陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業や陽性者等の在宅支援、一時受入れに係る市独自事業を実施することで、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。	・令和5年5月から新型コロナウイルスの感染法 上の位置付けが5類感染症となることで、今後必要となる対策や支援も変わっていくため、サービス事業所の支援体制の維持・確保にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。	1 推行(和	・5類感染症への変更以降のサービス提供体制 圏の維持・確保に向けては、国の方針や支援策等 を踏まえながら、引き続きサービス事業所への情 報提供や必要な支援・対応に取り組んでいく。			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担 南北障害者支援
			中事業	障害者計画等策定事業費	・障害者計画等の推進に係る取組のほか、毎年度の進捗管理や評価に必要な会議を開催することで、検証等を行う。	・障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価 手法等の見直しについては、障害者福祉等専門 分科会などで意見を伺いつつ、総合計画やその 他関連する行政計画の取組との整合性を意識して、より効果的かつ効率的な運用へと見直すとと もに、当該計画の「評価・管理シート」を改訂して 分かりやすさの向上を図ることができた。	_	維持(継続)	・障害者計画・障害福祉計画の推進に向けては、 3年毎に実施する障害のある人へのアンケート調査を通じて、生活実態やサービスの利用状況、 支援ニーズ等の調査・分析を行う。また、令和6 年度から施行される「障害者総合支援法及び児 童福祉法の一部改正法」の内容や国の基本指針に掲げる事項への対応等について検討を進める とともに、改訂した「評価・管理シート」の本格運 用に取り組み、現行計画の進捗管理や評価も踏まえながら、次期障害福祉計画(第7期: 令和6~ 8年度)の策定に取り組む。			•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福祉政策担急
			その他取組	ファシマネ関連事務	_	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1: 再編)の対象2施設については、運営法人が検討する現地連替や施設移転策を進めるにあたって の課題点やメリット・デメリット等について協議・調整を進め、今後の方向性や希望する機能移転策 のイメージを共有することができた。	異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつ つ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転	維持(継続)	・対象施設の機能移転に向けては、それぞれの 施設で希望する機能移転策が異なるため、各運			•	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当

施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R4 R3 主要 主要 事業 事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
: 誰もが	そのノ	」 人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現												
		を接を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり													
施策2:	福祉:	ナービス、相談支援 			I				・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の		T				
	1	●総合相談機能を有する「基幹相談支援センター」やそれ ぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所(市内6 か所、市外2か所)、市役所、保健所等において、障害特 性に配慮したきめ細やかな相談支援に取り組みます。ま た、これら相談窓口の一層の周知を図ります。		障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相 談支援センター等機能強化事業)	供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援。権利擁護、専門機関の紹介など、②計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な	和4年度30,392回)が依然高い水準で推移している中、その対応にあたっている。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を13回開催し、支援状況の共有や事例検討のほか、尼崎市社会福祉協議会との連携	・支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要 介入ケース」については、できる限り早期に相談 支援へとつないでいかなければならない。	維持(継続)	分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていけるよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。		•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	地域での相談支援等の充実	●「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業所等の連絡会や研修会を定期的に開催するほか、「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の事業所等によるネットワーク会議と情報を共有するなどし、地域課題の把握や支援機関の連携強化を図ります。また、長庫県が設置する専門相談機関(ひょうご発達障害者支援センターなど)と連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組みます。	中事業	障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相 談支援センター等機能強化事業)	供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援。権利擁護、専門機関の紹介など、②計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な	援事業所につながっていないケースの詳細な状況把握を進めた結果、これまでに支援歴のある者や介護保険(ケアマネ)等につながっている者を除いた「要介入ケース」は概ね90人程度であることが分かった。また、委託相談支援事業所が実際にこれら要介入ケースの支援に入り、課題の	・支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要 介入ケース」については、できる限り早期に相談	維持(継続)	・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていけるよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。		•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福祉政
2		●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業 所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協 議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や 必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携 の緊密化に努めます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(自立支援協議会全体会など)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・全体会を開催し、昨年度の各部会の活動報告 の共有等を行った。	_	維持(継続)	_				06-1-(②) (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政
相談支援体制	② ケアマネジメントの提供	●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」の作成に取り組みます。計画作成の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業者の連絡会や研修会を継続的に開催するなどし、事業所への指導・助言や人材育成、連携強化等に取り組みます。	中事業		供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な	数は319人増加(5,448人→5,767人)し、作成率は 77.7%(5,767人/7,423人)となった。 ・利田計画の作成保進に向けては、未作成者の	・利用計画の作成数は着実に増えているものの、全体の作成率は依然割弱に留まっているため、より効果的な取組や運用が求められている。	維持(継 続)	・利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援セクターや委託相談支援事所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていける割よう、引き続きあま相において各支援機関がよう、引き続きあま相において各支援機関等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。		•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	③ 相談員活動の充実	●障害のある人へのピアカウンセリング や公的機関とのつなぎ役を担う相談員に対して、必要な情報提供や新たな制度等の研修を行うとともに、関係団体や兵庫県とも協力しながら、相談員の資質向上や行政機関との連携を図ります。	中事業	心身障害者相談事業費	・相談員を通じ、身体障害者や知的障害者等の相談を受け、必要な指導等を行う。	・コロナ禍の影響を受け、相談件数は前年度より減少しているが、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に必要な援助を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることができた。	・高齢化が進む相談員への対応にあたっては、 当該相談員が所属する当事者団体とも適宜課題 の共有を図りつつ、相談員を選出(推薦)する際 に調整・配慮をいただくようお願いしているが、 母団体とも担い手不足の状況にあるため、課題の 解消までには至っていない。 ・相談員の支援活動は、障害者と市などの行政 機関とのバイブ役としての必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要 がある。	維持(継続)	・相談員制度は、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に寄与していることから、今後も継続して事業を実施する。 ・相談員の高齢化や担い手不足が進む中、事業継続のための効果的な実施手法や体制等について、当事者団体にも意見を伺いながら検討していく。・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。		•		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉

策	計画の関連事業一覧 																
策の i向性	取組 取組内容(第4期)	ф *	事業・の他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	要	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	がその人らしく、自立して安心に暮らすことができるま きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境で																
	療育·教育																
		ф	事業	発達相談支援事業費	・発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をは じめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニング の実施を通して、必要な支援につなげていく。 ・保護者が子どもの発達に不安を抱いている 場合に、保健師や臨床心理士等専門職による 相談や医師の診察・医療相談を行い、子ども の特性を診たて支援につなげていく。	した。 ・切れ目のない発達相談支援に向けて関係部局 と課題整理と対策を協議・検討し、その中でいくし あ・南北保健福祉センター間の年齢区分による	・学習に関する相談についての要望が高く、教育 委員会や学校と連携し、児童のアセスメントを行 うとともに学校現場での効果的な対応ができるよ う取り組みを進めていく。 ・保健所・南北保健福祉センター・いくしあが行う 発達相談支援に係る各事業を、より効果的・効率 的なものとする必要があるほか、乳幼児健診後 のフォローにおける支援の進捗管理や、いくしあ 南北保健福祉センター間の情報共有をさらに進 める必要がある。	維持(継続)	・いくしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談の割合が高く割合で継続しているととして、気になることや困りごを抱える子どもやその保護者に対する支援の方向性からも、事業の継続実施の方向とする。 ・児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていくしか。南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。				•	•	04-3-④ (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いくしあ推進部
	●発達の遅れや課題を抱える子どもに対して			光達相談又張事未貢(ペアレントトレーニング(家庭療育支援講座))	・発達の遅れがある児を持つ保護者同士が、 児の行動の理解や関わり方を共に学び、児に 身につけてほしい課題等を共有するなかで、 子どもの行動変容や保護者の育児ストレスの 軽滅につなげる。	・発達特性のある子どもに相談や診察(903件)を 行うとともに、その後も継続して支援を行った。また、子ども支援教室やペアレントトレーニングなど の事業を通じて保護者が子どもの姿を理解する ことで、子どもの行動変容や育児ストレスの軽減 につなげた。	・個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護を支援の事業は参加者数を増やす工夫が	推持(・継続的支援においてより効果的な手法や体制 を検討するほか、参加者の増加に向けて事業周 知方法の見直しや、開催場所の拡大を実施す る。				•		04-3-① (子ども・子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いくしあ推進
	察や専門職(保健師、公認心理士など)の発 よる総合的な発達評価を行い、適切な療育 ます。	発達相談等に 『支援につなげ	事業	子ども・子育て総合相談事業費(総 合相談事業)	育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添い ながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総	・・子育てや発達相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、総合的な支援を行うための	い・新規相談実績を分析した結果、背景も含めた複)合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を 強化していく必要がある。	· 維持(継 続)	・様々な事情により平日開庁時間内に相談ができないといった市民ニーズを把握していくために、令和4年6月から令和5年3月までの第1土曜日にいくしあ総合相談窓口を試行的に開設。市民ニーズの把握に努めるとともに、次年度以降の相談体制の在り方について検討していく・いくしあとしての支援方針の検討・共有を行うため、緊急受理会議を行うなど、支援体制強化を図る。・総合相談に寄せられる相談は増加傾向にあり、子どもの年齢に応じた切れ目ない総合的な支援の必要性からも、本事業は継続実施の方向で検討する。				•		04-3-① (子ども・子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	いくしあ推進記
		ф	事業	母子保健相談指導事業費	・子どもとの関わり方や今後の進路などの悩みを抱える保護者に対し、専門医や心理士が子どもの特徴や関わり方の助言を行い、その結果に基づき、地区担当保健師が必要な連携や支援を継続的に実施する。	・保護者の気持ちに寄り添った継続支援を実施するために、「南北保健福祉センター・いくしあ連携会議」において発達支援体制の再構築について検討。専門相談の実施場所等は令和6年度ことも家庭センター設置のタイミングで調整することとした。	(こついて、事業内容や従事する職員(心理士の について、事業内容や従事する職員(心理士の	幺 ±)	・「南北保健福祉センター・いくしあ連携会議」の第3作業部会において、発達支援体制について検討し、令和6年度に向けた新体制を調整していく。				•		04-1-① (子ども・子育て支 援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康增進課北部地域保修南部地域保修
	①	ф	事業	障害児通所支援給付費	・児童発達支援や放課後等デイサービスな ど、障害児通所支援等に係る給付費を支給す る。	者数は、令和3年度は1,822人から令和4年度の 2,143人と大幅に増加しており、療育や訓練等の 必要な支援につなげている(参考:令和4年度末	・障害児通所支援事業所の送迎車にも安全装置の装備が義務付けられるため、早期対応と安全管理の徹底が求められる。また、療法士による療育やリハビリのニーズが高まる中、たじかの園の外来利用も増加しているが、施設や体制上の課題もあり対応に苦慮している。	続)	・適切な発達支援の提供等に資するため、新たに障害児通所支援事業所ネットワーク会議を設置・開催し、事業所間はもとより、障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所との連携強化に取り組んでいく。また、この会議の場を活用して、送迎・公等の安全装置への対応等も含め、必要な情報の提供や支援にあたっての助言等を行う。					•	06-2-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策
(1) 磨育	療育支援の金	₹ <i>0</i>		障害福祉サービス事業者等の指導 監督等	・障害福祉サービス事業者等の指導監督等	・障害児通所支援の適正給付や質の向上にあたっては、実地指導を再開して事業所による自己点検を実施したほか、主な指摘事項等を市ホームページに掲載した。	2	維持(継続)						•	06-2-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	法人指導課
	東門的な療育や訓練が必要な障害のあるて、集団生活への適応訓練等を行うサービ、支援(医療型・居宅訪問型を含む。)、保育的など)を提供します。また、保護者や地域のう育指導や助言等を行う障害児等療育支援場とともに、兵庫県が設置する専門支援機関(ズ(児童発達 所等訪問支援)支援機関に療 事業を実施する	事業[・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・発達障害に関する相談は依然多い状況にあるが、保健福祉センターや「いくしあ」において、早期支援に取り組んでいることもあり、委託相談支援事業所等の相談者数は199人となっている。		維持(継続)					•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	障害者支援センターなど)と連携して、地域の充実に取り組みます。		事業	たじかの園指定管理者管理運営事 業費	・指定管理者によるたじかの園の管理運営経 費	・いくしあ連携会議で本市の発達相談支援体制 のあり方について協議を進め、その中で「たじか の園」における児童発達支援機能と今後のあり 方についての検討を進めた。		変更(新 規・拡 充・行 革)						•	06-2-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策
		中		障害者自立支援制度支給関係事業 費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会「あまっこ部会」の取組として事業所交流会を2回開催し、本市の支援状況やいくしあの児童虐待・発達支援の取組の周知、事業所が抱える課題やニーズの把握・共有を進めた。		維持(継続)					•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策
		中		障害有(児)相談文援事業貸 (障害児等療育支援事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (在宅支援(訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など)	・延べ支援件数(令和4年度) 訪問 215件、外来 1,546件、施設 145件 ・委託による本市の療育支援体制の集約と充実 を図り、障害児通所支援事業所ネットワーク会議 の設置の準備等を進めた。		変更(新 規·拡 充·行 革)		拡充			•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	●医療的ケアを必要とする子どもが地域では 受けられるよう、保健・医療、障害福祉、教育等が参画する「医療的ケア児支援部会」を定し、支援状況や地域課題について協議・検討また、地域の支援機関(病院や訪問看護スラ書児通所支援事業所など)と連携を図るとと支援コーディネーターを配置するなどし、支打の整備を進めます。	育等の関係者 定期的に開催 討を進めます。 中 、テーション、障 ともに、専門の	事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(あまっこ部会(医療的ケア児部 会))	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	ターによるリスト管理や対象児への支援状況など本市の取組について、地域の関係機関等への共有を図り、一定の評価を得られた。また、コーディ	・人工呼吸器の装着など重度の医療的ケア児か ごら優先してアウトリーチを進めているが、計画相 は 談につながっていない重度対象児(5名)への早 イ 期対応やその他のケア児へのアウトリーチも求 められており、その対応策について検討が必要 である。		・重度対象児に対する早期支援にあたっては、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所との連携を進めるとともに、令和5年度から開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」においても、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケアリ支援かる」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。				•	•	06-1-① (障害者支援)	障害福祉計画障害者計画	障害福祉政
	●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市の ジに掲載するとともに、相談支援事業所や療 関、学校等とも協力しながら、説明会の開催 の周知等に取り組みます。また、支援にかか 連携や情報の共有等に活用されていくよう多 のない支援」につなげていきます。	療育支援機 崔や保護者へ かわる機関の 中		障害者自立支援制度支給関係事業 費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・令和4年度はあまっこファイル書き方教室を実施し、保護者2名の参加があった。	・あまっこファイルの普及啓発に向け、教育機関 とのさらなる連携が必要である。	維持(継続)	・あまっこファイル書き方教室とあまっこファイル相談会を継続的に実施するとともに、過去の参加者向けアンケートの結果も踏まえ、保護者、教育機関ともに利用しやすく、双方のコミュニケーションのツールとなるようあまっこ部会で検討していく。				•		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	●障害のある人やその家族をはじめ、市内 該支援事業所や保健所、こども家庭センター で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」 市における療育等に関する課題や必要な支 共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に	一等の関係者 」を開催し、本 中 支援等について		障害者自立支援制度支給関係事業 費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会「あまっこ部会」の取組として事業所交流会を2回開催し、本市の支援状況やいくしあの児童虐待・発達支援の取組の周知、事業所が抱える課題やニーズの把握・共有を進めた。	_	維持(継続)	-				•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政

5 京向性 項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 R4 主要 主要 三 事業 事業 基	R3 事務 主要 事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所
	人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	見	,											
12. 生きがし 施策3: 療育・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・													
		中事業	法人保育施設等特別保育事業等補助金	・多様化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等の保育内容の向上を図るために補助を行う。	・多くの園が待機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。 ・障害児保育事業(法人保育園) 48園 児童数159人 ・障害児保育事業(認定こども園) 11園 児童数65人	_	維持(継続)	・引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多様化する保育 ニーズに対応する。		•		04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	
	●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関、障害児通所支援事業所等と連携していきます。	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	・令和4年度は私立認定こども園6園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。	_	維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別 支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。		•		04-2-① (子ども・子育て支援)		保育管理
		中事業	の保育施設等における受け入れ)、	・(民間) 医療的ケア児を受け入れ、看護師等 を配置し医療的ケアに従事させる等の取組を 行う法人保育施設等に対して、その費用を補 助する。 ・(公立)公立保育所で医療的ケア児の受入れ を行い、保育を実施する。	れた法人保育園に対して、市から補助金を交付した。 ・(公立)保育所において医療的ケア児への支援	・(公立)ガイドラインにおいて、医療的ケア児の利用調整に係る仕組みを構築したが、実際の受入れの際には、個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保等の体制整備が必要であるため、個別に調整を行う。疾物・(公立)また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。	規・拡 充・行	・(民間)法人保育施設における医療的ケア児の 受入れについて、看護師等を配置し医療的ケア に従事させるための費用等を引き続き市から補 助する。 ・(公立)令和6年度の公立保育所での受け入れ に向けて、関係機関と協議を行う。	新規	•	•	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	保育管理保育運営
		その他取 組	障害児保育連絡調整会議	・発達に遅れがある児童を対象に、障害児判 定指導員が、保育所生活での指導助言を行 う。	・指導・助言を受け、ひとりひとりの子どもの発達 に即した保育の方法に取り組んでいる。	・集団になじめない様々な課題をかかえる児童について、保育のスキルアップを行う必要がある。		・引き続き、子どもひとりひとりの発達の理解を深め、必要に応じて障害児判定指導員の指導助言を受け、保育を実施していく。				04-1-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	
② 保育の充実	●保育所や幼稚園における、限局性学習障害(SLD)、 注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等の早期発見と実態を的確に把握するため、 心理判定員等の人材の確保に努めます。	その他取 組	市立幼稚園における特別支援教育	・市立幼稚園において、特別な支援が必要な 子どもを支援するため、平成27年度から各年 齢定員5人(1人の教員配置)とする特設学級 を全園に設置しており、個々の幼児の特性に 応じたきめ細やかな支援体制を構築する上 で、通常学級と同じ集団の中で活動を行う等、 「共に育つ」ことを意識したインクルーシブ教育 に取り組む。		・特別な支援が必要な子どもの市立幼稚園への 入園希望者が増加傾向にある中、今後、希望す る園に入園できないという事態をできる限り無くしていくととは、子ども一人一人の発達の特性に 応じた適切な支援等を行っていくための持続可 能な支援体制の精薬が必要である。 ・市立幼稚園の特設学級への入級にあたって は、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏 まえて、園長が判断してきましたが、当該子ども の成長にとって今必要なのは集団保育か或いは 個別の療育かの判断が難しく、また、発達の特性 が多様化する中で、1人の教員が子ども5人に対 する支援を行うことは難しい状況にある。	変更(新 規·拡 元·行 革)	・「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の素案公表に向けて、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や市立幼稚園での保育年齢の見直、特別な支援が必要な幼児の受入れの拡充事業について検討を進める中、教育支援体制等、今後におけるインクルーシブの教育の充実に向けた方向性や取組についても検討していく。			•	03-3-① (学校教育)	尼崎市立幼稚園 教育振興プログラ ム	就学前都
(1) 療育	●障害のある子どもや保護者への支援に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。	中事業	保育の質の向上事業費	・保育所職員研修(基本・専門研修)の実施、 オールあまっ子連絡会議の実施及び保育士 等キャリアアップ研修の実施。	・保育所職員研修(32回)を実施し、その内14回の「専門研修」は公私立保育所等の保育所職員の質の向上を図った。 ・公私立保育所施設長が保育の質の向上に向けて協議する「オールあまっ子連絡会」を5回実施 、当連絡会にて合同研修を企画し、施設長向けに施設長の役割と成果・行動について考える」をコナ感染予防対策に配慮しながら、オンラインでの事前交流を含め14回実施した。子ども同士、保育士同士の交流もでき、成果を上げている。実技を伴う研修などは、多数の参加が見込まれるため、感染拡大防止の観点から実施しなかった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・研修会場として、定員の半分の利用設定となり、収容人数の大きい場所を借りる必要がでたため、賃借料等が多く発生しており、また受講希望者の制限を行う必要もあった。	: 維持(継 続)	・様々な感染症に対する予防の観点から、研修 の内容によって動画配信での受講を検討したり、 集合研修の場合は、十分に広いスペースの場所 を設定するなど、安全に研修が実施できる環境 を用意し、公立・私立共、多くの職員が研修を受けられるよう実施していく。		•		04-2-② (子ども·子育て支 援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	保育運営
	●障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごし ふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積 極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療 育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容 の充実につなげます。	その他取 組	あこや学園、たじかの園との保育交流	・障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施	・あこや学園と3所の保育所が各所2回ずつ計6回、たじかの園とは1回の交流を実施した。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各所で「~2回、交流時間を短縮しての実施となった。	· 維持(継 続)	・様々な感染症予防に対する配慮をしたうえで、 実施回数を増やしたり、交流時間を長くしたりす るなどしながら、互いの理解を深め、保育士のス キルアップや保育内容の充実につなげていく。					障害者計画	保育運営
3		中事業	児童ホーム運営事業費	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。	・公設児童ホームは土曜日及び学校休業日の開 所時間を午前8時15分に延長した。 ・職員の欠員解消を図るため、資格等を有する派 遣職員を配置した。	・児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて 関係者等と協議を進めるとともに、引き続き待機 児童解消に取り組む必要がある。	維持(継 続)	・平日(長期休業期間含む)の開所時間を令和6年度から午後7時まで延長することに向けて、関係者等と運営体制について協議する。	拡充	•	•	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	児童課
放課後の	●就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後 や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練 等を行うサービス(防課後等デイサービス)や一時的な預 かりのサービス(日中一時支援)を提供します。また、児童 ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入 れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後	中事業	放課後児童健全育成事業所運営費 補助金(障害児受入推進事業)	・障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後 児童支援員等を追加で配置するための経費 を補助する。	・27,384干円 14施設 ・民間児童ホームは3箇所(定員75人)新設した。	_	維持(継続)	・引き続き民間児童ホームは補助事業の活用により待機児童解消に向けて事業者の参入を図る。		•			次世代育成支援 対策推進行動計 画	
接	の居場所を提供します。	中事業	障害者(児)日中一時支援事業費	・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	< 令和4年度実績 利用者数(児童) 186人> ・平成29年6月以降の事業所指定基準の緩和等により、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあり、障害者(別)の家族等の就労や一時的な休息に寄与している。	_	維持(継続)	・近年、放課後等デイサービスの利用者が大きく増加している中、当該利用者が18歳到達後、日中活動系サービスを利用する際、夕方(概ね16時以降)の時間帯の見守りニーズの増加が見込まれるため、サービス事業所のネットワーク会議などにおいて、適宜、本事業の周知等に努めて		•		06-1-② (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福

の耳性切) #1 -20	事業の他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組		R4 R3 主要 主要 事業 事業	事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属
	ー その人らしく、自立して安心に暮らすことができる。 さがいを持って自分らしく暮らすことができる。									**	74 74	·				
	表表・教育	東班 ン マケ														
	●個々の障害の状況や教育的ニーズ 虚の提供と、その基礎となる環境整備 ます。	に応じた合理的配		寺別支援教育支援員・生活介助員 D配置	・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図る。・小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒の生活上の困難を改善し、安全を確保するとともに、特別支援学級の学習の円滑化を図るため、生活介助員を配置する。	・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の 支援を必要とする児童等が在籍する学校園に特 別支援教育支援員を配置し、学習面・行動面に おける支援の充実を図った。また、校園長及び特 別支援教育コーディネーターを対象に研修を行っ たことにより、本市の特別支援教育の基本方針 や取組について理解を図ることができた。 ・教育支援員:46校、23名配置。 ・生活介助員:39校、66名配置。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それそれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。	変更(新 規・拡 充・行	・特別支援教育支援員を全ての小・中学校に1校 一人配置することにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援 を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教 育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校において通級による指導が実施できるよう体 制の整備に取り組む。さらに、令和5年度からの 副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍 児童生徒の居住地校交流の充実を図る。 ・学識経験者、医師、校園長等による尼崎市特別 支援教育検討会議における検討内容を踏まえ て、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア 児への支援体制の確保に取り組む。	拡充			•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	特別支援者
	幼·小·· 中· 高等 学 校	中華	事業	インクルーシブ教育システム検討事 業費	教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり	により、国や県の動向及び本市の特別支援教育 基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医	・支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、関係機関との情報共有、連携を図りながら、個に応じた指導支援を行うことを通じて、誰もが多様性を理解し、尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちを育成する必要がある。また、個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組む必要がある。		・特別支援教育検討会議のインクルーシブ教育 システム検討部会を全体会と位置づけ、本市の 特別支援教育について中長期的な視野に立って 協議する。また、検討会議で示された課題や検 討事項、方向性を受けて、それぞれの項目にお いてワーキンググループを構成し、より具体的な 協議を進め、本市の特別支援教育をより一層推 進する。 ・特別支援教育検討会議における検討内容を踏 まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的 ケア児への支援体制の確保に取り組む。	拡充	新規		•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	特別支援教
, ,	に おける 支援が必要な幼児児童生徒につい 育的ニーズを明確にしたうえで、個別のび個別の教育指導計画を作成し、確実 い、関係機関との情報の共有を図りま	D教育支援計画及 その とに引き継ぎを行 ギ		個別の教育支援計画」・「個別の指 算計画」の作成	考えのもと、保健、医療、福祉等を含め、長期 的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを 通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的	・特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導の対象である児童生徒、その他、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象に「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた支援や関係機関との連携に活用した。	・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒数が増加するとともに、一人ひとりの支援の在り方が多様化していることから、それぞれの教育的ニーズを明確にした上で、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」季を確実に引き継ぎ、校園内及び関係機関との情報共有を図る必要がある。	維持(継続)	・各校園において、特別の支援を必要とする幼児 児童生徒の指導、支援に活用するとともに、本市 における教育、家庭、福祉の連携マニュアルを作 成し、学校、家庭、放課後等デイサービス事業所 が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、 障害のある子どもの持てる力を最大限に高める ため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫し た指導・支援を行う。						教育振興基本計画 「インクルーシブ 教育システム構築 のための特別支 援教育のあり方に ついて(基本方 針)	特別支援
-	の整備と た完実 ●通常の学級に在籍する支援が必要 対して、特別支援教育コーディネーター 員会において協議を行い、各関係機関 援体制の強化を図ります。	な幼児児童生徒に -を中心に、校内委	事業	寺別支援教育サポートシステム事 業費	・市立学校・園に有償ボランティアを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。	・特別支援教育ボランティア:155名登録・特別支援ボランティア:令和4年度登録者数は 日標値の310%であり、前年度の登録者数を大きく上回った。今年度も特別支援ボランティアの配置により、子どもたちが主体的に活動に取り組むことができた。・ブール介助員:新型コロナウイルス感染症拡大により、3年間実施されていなかった水泳授業が、令和4年度は規模を縮小して順次実施した。 版体不自由、規党、聴力障害児及び発達特性等により、水泳指導における安全を確保する必要がある児童生徒がいる学校に、ブール介助員を配置した。	_	維持(継続)	・個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備を図るため、特別支援ポランティア、ブール介助員等の充実及び適切な配置について検討していく。また、特別支援ポランティア養成講座等の機会を通じて、人材確保及び適正で配配置に努める。・水泳指導に係るブール介助員の配置について、特別支援学級在籍児童生徒が増えていること等を踏まえ、児童生徒が安全に安心して学習することができるように実態に応じた適切な配置に努める。			•		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別・リカに (基教育ののかり方について(基本方針)	特別支援
E C		中華		学社連携推進事業費(特別支援ボ ランティア養成事業)	・特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるため、その学びが活動につながるよう、支援を必要としている子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施する。	・コロナ禍においても特別な支援を必要とする児 童・生徒への理解を深めるための学習機会を提	・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、定員を制限して行わざるを得なかった。	維持(継続)	・引き続き集合型の実施形態での事業を実施し、 学校を支援する人材育成のための学習機会を提 供し、ボランティア活動につなげ、学習成果を地 域社会に活かすことができる人づくりを進める。			•		01-1-③ (地域コミュニティ・ 学び)		学び支援語
家学(家屋)	の は	広い専門家を教育 者の意見を最大限		の調査審議)		・学識経験者、医師、校園長、教員、児童福祉施設の職員等により、適切な就学並びに当該児童 及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援 に関する事項を調査審議した。また、障害種別ご とに部会を開き、審議資料をもとに調査を行った。 ・審議件数:440件。各専門部会:1~3回実施(対象児童生徒がいないため実施していない部会有)。教育支援委員会:3回実施。	・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒 数が増加するとともに、一人ひとりの教育的二一 ズが多様化していることから、それぞれの状況に 応じた就学及び就学後の教育上必要な支援につ いてより慎重に行う必要がある。また、一人ひとり の就学後の支援をより充実させるために、就学 相談での調査審議について検討する必要があ る。	維持(継続)	・それぞれの障害の状況や保護者の教育的ニーズに寄り添い、より適切に望ましい就学先につながる調査審議を実施できるよう、審議資料の様式の見直とを図るとともに、就学前施設との連携をこれまで以上に深めるなど、就学相談での調査審議について見直す。・就学前の各機関等と連携を取りながら、保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。						教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	
村 前 が 対	損援と が のでは 性体 で で で で で で で で に で で で に で で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に な る よ う 関 に 決 に た に に た に た に に た に に た に に た に に た に に に に に に に に に に に に に	、相談支援体制を整いて、個々の幼児中国	事業権	競能強化事業)	の教員免許を有する者を「特別支援教育専門 相談員」として、各幼稚園の巡回相談を行い、 園児一人一人の発達に応じた適切な教育環	・発達専門機能強化事業においては、特別支援 教育専門相談員が各園に継続して訪問指導する ことで、教員は援助の仕方が明確になり、保護者 は家での関わり方が明確になる等の効果が見ら れた。	・特別支援教育専門相談員への教員や保護者の 相談件数が増加しており、また、低年齢児に係る 相談件数も増加傾向にあるため、相談体制をよ リー層充実していく必要がある。	変更(新 規·拡 充・ 革)	・今後策定予定の「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において、その役割や取組の方向性を示す。			•		03-3-① (学校教育)	尼崎市立幼稚園 教育振興プログラ ム	就学前教

施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題 F 方	取組 向性	次年度(今後)の取組	R5 R4 主要 主 事業 事:	要主 ヲ	事務 事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属
		」 <mark>人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実</mark> を持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	見													
	: 療育・															
		●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関と	中事業	インクルーシブ教育システム検討事 業費	教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり	・令和4年度より特別支援教育検討会議を設置 し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等 により、国や県の動向及び本市の特別支援教育 基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等について富見を聴取し、本市の特別支援教育について協議した。 特別支援教育検討会議:年3回実施。	し、尊重し支え合う共生社会の担い手となる子ど「な	更(新 •拡 •行)	・特別支援教育検討会議のインクルーシブ教育システム検討部会を全体会と位置づけ、本市の特別支援教育について中長期的な視野に立って協議する。また、検討会議で示された課題や検討事項、方向性を受けて、それぞれの項目においてワーキンググループを構成し、より具体的な協議を進め、本市の特別支援教育をより一層推進する。 ・特別支援教育検討会議における検討内容を踏きする、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。	拡3	Ē		•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ 教育システム構築 のための特別支 援教育のあり方に ついて(基本方 針)	
	及び関係機関の連	のネットワークを形成します。	その他取組	教育・家庭・福祉の連携	・学校、家庭、放課後等デイサービス事業所等が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。		・すべての教職員が福祉サービスについての理解を深め、障害のある子どもの安心・安全と一貫した支援のために、教育・家庭・福祉の一層の連携を推進する必要がある。しかしながら、実際の連携についてはそれぞれの学校独自で行っている状況であり、学校と事業所が連携して子どもを支援するにあたって、必要となるルールや支援の手立てを示す必要がある。	持(継)	・教育・家庭・福祉の連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等デイサービス事業所が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。						教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築 のための特別支に 援教育のあり方について(基本方針)	
(2)インクルーニ	携(縦と横の連携)	●あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、就学前の各機関、小学校・中学校・高等学校による「縦の連携」と、保護者と在籍校園、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。		幼稚園教育振興事業費(幼保小連 携推進事業)	・関係機関の代表者・学識経験者等を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進するための方策等を検討するとともに、幼保小連携の理解を深めるために、市内全施設を対象に全体研修や地区別情報交換会等を実施する。また、幼保小連携の具体的な取組として、幼保小接続カリキュラムの実施・検証、各校園所における交流連携(幼児児童間連携・教師間連携・施設借用)、公開保育・授業等に取り組む。	「技術がリイエフム美技水圏川の増に同じて調理を や幼保小連携推進委員会を2回実施し、全校園 所での交流連携の実施や特別な支援が必要な 幼児の引継資料の統一化等の意見交換を行っ た。 ・全小学校等の参加のもと市立幼稚園で公開保 客なたったとして、小学校の教贈員や員かにユビ	・幼保小接続カリキュラムの実践校園所が少なく、交流連携は実施できていない校園所があるため、幼保小連携推進事業等の効果を学校園に十分周知すること等により、連携を推進する必要がある。 ・特別な支援が必要な幼児については、小学校に円滑に受入れができるように、就学前教育施工会、社会、企業を持たに、対学が大きない場合に、	更(新 ・拡 ・行)	・幼保小接続カリキュラムの実践校園所を2から4カ所に増やすとともに、交流連携については全校園所での実施を目指す。 ・引き続き幼保小連携等の効果検証方法について検討を行う。 ・特別な支援が必要な幼児については、就学前教育施設から小学校への引継資料の統一化を行う。			•	•	03-3-① (学校教育)	尼崎市立幼稚園 教育振興プログラム	就学前教
シブ教育システム推進	4		中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう 特別支援学校自立活動研修推進事 業)	・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施 (教職員等60名)	・肢体不自由特別支援学校における児童生徒の 障害の重度・重複化は進み、身辺自立の困難な 児童生徒が多くなってきており、自立活動の指導 の比重は一段と増している。 ・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の 実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機 会を設ける。	神医	・あまよう特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力をより引き出し、身体機能の維持を目指すとともに、教員の専門性の向上を図り、センター的機能の充実させる。			•		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築 のための特別支 援教育のあり方について(基本方針)	
進のための特別支援教	まよう特別支援学校		中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう 特別支援学校「心のバリアフリー」推 進事業)	・児童生徒が人や自然とのふれ合いを通じて、豊かな心情や社会性を養うとともに、自立を目指した知識、技能、態度及び習慣の育成を図る。	・新型コロナウイルス感染症対策のため、日帰り での活動を2日実施。:6月17日(金)、30日(木) 参加3名(在籍4名)(小学部5年・6年)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の 実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機 会を設ける。)	・障害のある児童生徒や医療的ケア児が、学校生活をはじめ、体験活動や校外行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行えるように努める。			•		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築 のための特別支 援教育のあり方について(基本方針)	特別支援
玖育	の専門性の向上とセンターな	●自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った 肢体不自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、 専門性の向上を図ります。	中事業	看護師派遣業務委託事業費	・登下校及び校内での看護業務の民間医療機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。	・令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、 業務の安全性や安定性を目指して事業を実施していた。令和4年度は、学校にできる限り同じ看護師を配置することで、児童生徒の健康状況等について、看護師間の情報共有や引継ぎをより丁寧に行うことができた。また、児童生徒や保護者にとっても、看護師に看護行為をしてもらうことで、安心して登校することができるようになった。	11こ、原書の重度化が進んでわり、必要な医療行士で	更(新 ·拡 ·行)	・あまよう特別支援学校の児童生徒の障害の重度化及び人工呼吸器の管理や医療的ケアの多様化により、一人ひとりの児童生徒のニーズに応じたよりきめ細かな医療行為を行い、児童生徒が安心して、安全な学校生活を送ることができるよう体制整備に取り組む。 ・令和4年3月策定の「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、市立学校園に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対する医療的ケアの実施及び支援体制の充実に向けて検討を進める。	拡充 拡充	Ē	•	•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	
	的機能の充実		中事業	スクールバス運転業務委託等事業 費	業務の効率化及び児童生徒に対する送迎体	1 きる体制を整えることができた。	スであることによる、安全面の確保や介助を行う 保護者、教職員の体への負担の面において課題が大きくなっている。また、体温調整が困難な重度身体障害の児童生徒も在籍することから、介	更(新 •拡 •行)	・経年劣化している2ステップのスクールバスをノンステップバスに更新し、児童生徒及び保護者、教職員の負担軽減を図るとともに、より安全に通学できる体制について検討していく。 ・人工呼吸器を装着している医療的ケア児及び体格や姿勢保持の観点からバス乗車に負担の大きい児童生徒が介護タンーを登下校に使用している。今後も介護タクシーの必要性は感じているところであり、大型介護タクシーの必要性は感じているところであり、大型介護タクシーの経費等を含め、介護タウンー及び登下校のスクールバスの適正な台数について検討する。	拡充		•		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構変のための特別方について(基本方針)	

施策								₩- 40		R5	R4 R3	事務		総合計画	分野別計画	担当所加
策の i向性	項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	主要主要	乗得 事業	評価	体系	(マスタープラン)	1531711
		、らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現													
	Eきがい 療育・	を持って自分らしく暮らすことができる環境づくり														
以来 り.	4	秋 月							・障害のある児童生徒や医療的ケア児が、学校		T	T				
	とセンターやあまよう特別支援	●市内児童生徒向けの学習会や保護者向けの研修会を 充実させるとともに、関係機関との連携による教職員研修	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう 特別支援学校自立活動研修推進事 業)	・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施 (教職員等60名)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の 実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機 会を設ける。	維持(継続)	生活をはじめ、体験活動や宿泊行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行えるように努める。 ・あまよう特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力をより引き出し、身体機能の維持を目指すとともに、教員の専門性の向上を図り、センター的機能の充実させる。			•		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ 教育システム構築 のための特別支 援教育のあり方に ついて(基本方 針)	特別支援
	的機能の充実援学校の専門性の向上	の実施、市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別 支援教育のセンター的機能の充実を図ります。	中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援教育総合推進事業費)	・すべての障害のある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するために、支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及を総合的に行っていく。	市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に	・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が増加しているとともに、一人ひとりの教育的 ニーズが多様化しており、学校園ではそれぞれ の教育的ニーズに応じた合理的配慮や基礎とな る環境整備の充実が求められている。今後、特 別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別 衣教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する 指導支援の方法、指導内容等の充実を図るな ど、教職員の専門性を向上させる必要がある。	維持(継続)	・「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験 者、医師、学校関係者、関係機関等により基本 方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育の あり方(インクルーシブ教育推進部会)や医療的ケ ア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。 加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応 じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に応 じた教育の支援を行うことにより、児童生徒に応 じた学びの場で適切な教育を受けられるように支 援体制を充実させる。			•	•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシオ教育システム構支のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	特別支援
(2)インクルーシブ教育、	⑤ 教職員の専	●全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、本市並びに各校園における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職階に応じた特別支援教育に係る研修体系を構築します。	中事業	教職員研修事業	・研修体系に基づいた幅広い研修を実施し、 教職員の資質向上を図るとともに、教員自ら が実践的指導力を高めるための自主的研究 を推進し、指導力の向上を図る。	・インクルーシブ教育研修講座や特別支援教育 コーディネーター研修を実施したことにより、本市 の特別支援教育の基本方針やインクルーシブ教 育の取組等について理解を図ることができた。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な 限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子ども が、授業内容を理解し、学習活動に参加している 実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごし つつ、生きる力を身につけていけるかどうかとい う視点に立って環境整備や教員の専門性の向上 に取り組む必要がある。	充·行 革)	・引き続き、インクルーシブ教育研修講座、特別支援教育コーディネーター研修を実施するとともに、一部の年次研修においてもインクルーシブ教育に関する内容の研修を位置づけ、特別支援教育やインクルーシブ教育についての理解を深め、実践的な対応力の向上をより一層図る。・学識経験者、医師、校園長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。	拡充			•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	特別支援 学び支援
システム推進のための特別	7門性の向上	●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学校園全体で教育を展開するという観点から、各校園において管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援(特設)学級担任を要として校園内研修の充実を図ります。	中事業	インクルーシブ教育システム検討事 業費	教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり	₹ により、国や県の動向及び本市の特別支援教育 以基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医		変更(新 規・拡 充・行	・特別支援教育検討会議のインクルーシブ教育システム検討部会を全体会と位置づけ、本市の特別支援教育について中長期的な視野に立って協議する。また、検討会議で示された課題や検討事項、方向性を受けて、それぞれの項目においてワーキンググループを構成し、より具体的な協議を進め、本市の特別支援教育をより一層推進する。 ・特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保に取り組む。		拡充		•	03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インウルーシブ オンウステム構築 のための特別支援教育のあり方に ついて(基本方針)	
// 支援教育	⑥特別支	●交流及び、共同学習の一層の充実をはじめ、全ての幼児児童生徒が多様性を理解し、尊重し合う共に生きる社会の構成者として、協働して生活する態度を育成します。		交流及び共同学習 居住地校交流	・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同 学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。 ・特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住 地校交流を実施することで、居住地域との結びつきを強め、居住する地域の学校との交流 及び共同学習を継続的に推進する。		_	維持(継続)	・令和5年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の 充実を図る。また、教育委員会と特別支援学校と 市立小中学校との連携を図り、副次的な学籍及 び居住地校交流について理解・啓発に取り組 む。						教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築 のための特別支援教育のあり方に ついて(基本方針)	特別支援
	援教育についての	●本市の特別支援教育の取組を市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信します。	その他取組	就学に係る保護者説明会	の特別支援教育の現状や就学相談に係る説	・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての・理解・啓発に取り組んだ。また、児童発達支援施設に通所する幼児の保護者を対象に説明会を実施した。	_	維持(継続)	・いくしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。 ・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。						教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	特別支援
	理解・啓発	●支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供することにより、特別支援教育への理解と啓発に努めます。	その他取 組	就学に係る保護者説明会	の特別支援教育の現状や就学相談に係る説	・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育の現状や就学相談に、保護・啓発に取り組んだ。また、児童発達支援施設に通所する幼児の保護者を対象に説明会を実施した。	_	維持(継続)	・いくしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、 就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。 ・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する						教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)	

基本施策	ŧ														
	の 取組性 項目		中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R4 R3 主要 主 事業 事:	₹ 事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
)人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現												
	. 生さか g3: 療育	いを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり ・教育													
	① 学校教育の中での福祉教	●障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動、総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくります。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。	中事業	こころの教育推進事業費	・小・中学校で作成する道徳教育、人権教育 に係る全体計画・年間指導計画等との整合を 図りつつ、「生命を尊重する心」と「規範意識」 の育成及び「人権教育の推進」を重点項目と し、講演会及び校内研修、公開授業を実施す る。	・各校で実施する講演会のテーマを「生命を尊重する心」、「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」とし、情報モラル、多様な性、障害者、性教育等、幅広い分野の講師を招聘し、講演会を行うことができ、児童生徒の自尊感情の向上、規範意識の育成、人権意識の高揚に繋げることができた。・コロナ禍において、令和4年度は感染状況を踏まえながら地域住民・保護者を招いての講演会を16校実施した。引き続き機会を捉え地域住民・保護者に啓発を行う。		維持(継続)	・教職員に対する校内研修の充実を図るため、 研修テーマを「道徳の授業力の向上」に係る研修 のみならず、「人権教育の推進」を図るための研 修も新たに加えることによって、教職員の道徳の 授業力向上及び人権意識の高揚にも努めてい く。 ・人権教育を推進する上で、人間らしく生きるため に自らの人権についても学ぶ視点をもった事業 を行っていく。 ・中学校においては、生徒が在籍3年間で「予期 せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」の3 テーマについて学習できるようにする。 ・引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を請じた上で、児童生徒の自己形成や道徳観 の形成、人権意識の高揚を図れるような講演会 を計画し、より充実した講演会となるためにも各 校が招聘した本事業の講師を全校に情報共有し ながら事業展開を図っていく。		•		03-2-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課
	育の推進		中事業	トライやる・ウィーク推進事業費	・地域の中で様々な体験活動を行うことで、共 に生きる心や感謝の心を育み、自立性を高め るなど、「生きる力」を育成するとともに、地域 の人々にも中学生を理解してもらうよい機会と し、地域の教育力を向上させる。		・目標指数の「「トライやる・ウィーク」で充実した 活動ができたと感じている生徒の割合」は中学校 全体ではお1%と、令和3年度より増加しているも のの、事業所での活動日数が3日未満の生徒が 32.2%いた。	幺 主)	・引き続きキャリア教育の観点も踏まえながら、 生徒にとって学校の中だけでは経験のできない 貴重な体験となるような事業を展開していく。		•		03-1-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課
			中事業	心の教育相談事業費(心の教育相談事業)	・子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援するとともに、問題を予防して子どもの心身の望ましい発達を促す。また、各学校・園における教育相談体制の充実を図るとともに、教育相談を通じて災害・事故等の心のケアまでの一貫した支援を行う。	・電話相談776件、面接相談2.638件 ・電話・面接相談に占める不登校に関する相談 の割合の増加に対して、自立支援員との情報共 有を図った結果、学校との連携強化を進めること ができた。	_	維持(継続)	・同事業の不登校に関する相談に対しては、「ほっとすてっぷ」やサテライト教室との連携に加えて、スクールソーシャルワーカーと自立支援員との合同研修を実施し、さらなる情報共有や連携強化を図り、解決に向けた支援につなげる。		•		03-2-(③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援
3				心の教育相談事業費(高等学校カウンセラー派遣事業)	し、教職員へのカウンセリングに係る研修等を 通して、基本的なカウンセリング技能の向上を	・教職員を対象にしたカウンセリングに係る研修 をすることで、教職員の意識を高めることができ	_	維持(継続)	_		•		03-2-(③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援 高校教育課
)こころの教育			中事業	心の教育相談事業費(スクールソー シャルワーク推進事業)	活動することにより、学校現場に福祉の視点 を導入して、関係機関との連携を図り、要支援	・活動校数(小・中・高)55校、ケース数733件 ・SSWと学校との連携強化を図るため、SSW活用 研修や成果報告会を実施したことにより、幼・小・中・高の一貫した学校・園の支援体制が一部構 業できた。	・相談件数の増加や相談内容の複雑化・多様化	維持(継続)	・同事業では、全中学校区へ1名配置している SSWが緊急課題に対応できるよう、より効率的な 配置体制に見直し、迅速な対応を目指す。また、 切れ目のない、幼・小・中・高の一貫した学校・園 の支援体制構築のさらなる充実を図る。		•	•	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援
支援			中事業	心の教育相談事業費(匿名報告ア プリ活用事業)	・いじめに係る生徒が躊躇せず教育委員会に 匿名報告できるアブリを導入するとともに、い じめの傍観者にならないための授業を全市立 中・高等学校で実施する。	・登録数835件 ・カードの配布等での周知を行ったことにより、高 校生の登録件数が微増した。	_	維持(継続)	・SNS相談員を2人に増員し、週5日体制としてより丁寧で充実した対応を進める。		•		03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援
	教育相談の充実	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きてもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	不登校対策事業費(不登校対策推 進事業)	・不登校児童生徒への対応力の向上を目的に 教職員への研修等を実施するとともに、学校 環境適応感尺度「アセス」を活用し、不登校の 未然防止や、早期発見・早期対応に努める。	につなげた。 ・登校しにくい、教室で授業を受けることが難しい 児童生徒に対して、こども自立支援員による家庭 訪問や校内別室における学習支援等を行った。 また、「多様性の理解」を深めるため、不登校担	・不登校出現率の増加傾向が全国的に続いおり、今後もさらに増加していてことが見込まれる。そのため、市が中心となって事業を継続していくことが必須である。 ・学校が不登校児童生徒の状況に応じて、工夫 した取録を行っているが、その実践が十分に共 有されていない。不登校児童生徒への切れ目ない支援を行っていくため、小学校から中学校への 引継ぎや多職種の専門家、関係諸機関等との連	続)	・教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に行っていくため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用していく。さらには、先進事例の視察や有識者会議から知見を得るなど不多校特例校の調査・研究を進め、方向性をまとめる。		•	•	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援
			中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	別室等に登校している児童・生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通じて自尊感情や自己肯定感を育	・園田学園女子大学と協働でハートフルフレンド 研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和4年度:21人)と資質向上を図った。 ・ボランティアスタッフの確保(令和4年21人)と資質向上を図った。	_	維持(継続)			•		03-2-(③) (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援語
			中事業	不登校対策事業費(こども自立支援 活動事業)		・体験活動を教育支援室3カ所で実施(23人参加)し、個々の状況に応じた支援活動を進めることができた。	_	維持(継続)			•		03-2-(3) (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援
			中事業	不登校対策事業費(不登校支援団 体ネットワーク会議事業)		・不登校支援団体ネットワーク会議として、中学校不登校研究協議会と合同研修を行い、問題点の共有等を行った。	_	維持(継続)			•		03-2-(3) (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援

П	基本施策																	
理課念題		1 取		中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	R4 主要 事業	主要	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本	里念 : 誰	もがそ)人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現	Į.														
			いを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり															
	基本施策	3:療	· 教育			1		1										
	تا (3)	(2)	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不・	中事業	教育支援室運営事業費	・学校以外の学びの場や居場所を保障し、不登校児童生徒にとって、より身近な特色ある「教育支援室」を運営するため、教育支援室「ほっとすてつぶをAST」と「ほっとすてつぶがのUTH」、さらには「ほっとすてつぶオンライン」を開設する。 ・3カ所の教育支援室「ほっとすてつぶ了では、不登校児童生徒の強みや興味・開心を踏またカリキュラムを作成し、一人ひとりの思いに寄り添った支援を行う。 ・市全域にアつのサテライト教室を設置し、こども自立支援員が不登校児童・生徒の家庭訪問に加えて、学校及びサテライト教室を活用した学習支援や教育相談を実施する。 ・不登校児童生徒への継続的な支援にあたっては、保護者を含めた支援者間の連携がより重要であることから、「不登校の子をもつ親のつどい」を実施する。	・「ほっとすてっぷ」や <u>サテライト教室の周知を図るために、「不登校ポータルサイト」を作成し発信</u>	_	維持(継続)	・不登校児童生徒の実態を把握し、未然防止を図るとともに、個々の状況に応じ不登校児童生徒への支援を行うため、「ほっとすてつぶにAST」「ほっとすてつぶいEST」「ほっとすてつぶいEST」「ほっとすてつぶがステート教室に登録された児童・教育支援室、サテライト教室に登録された児童・教育支援室、投資、大学校と緊密に情報共有を行うことによって、教育支援室とサテライト教室、学校が連携しながら継続的・組織的な支援を実施していく。		拡充	拡充	•	•	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課
	ころの教育・支援	教育相談の充実	● 小豆秋でいるが、完建付けはと子校におりる様々な小 安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切 な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連 携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から 引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を 深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	学校支援専門家派遣事業費	応するため、専門的視点から支援を行うアドバイザーを派遣し、課題の早期解決を図ることに資する。	・令和3年度の専門家派遣回数は57回であり、相談事案が改善した割合は74%であった。 ・医療分野の専門家からは、発達に特性のある 児童生徒に係る専門のな指導助言を受けることができ、対応方法や今後予想される課題についての理解を深めることができた。 ・教育分野や心理分野の専門家については派遣回数が少なかったため、いじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等に関する指導助言や校内研修など、派遣校での相談事例を紹介・横展開することで、重大事案等の未然防止に寄与する。	_	維持(継続)	・いじめ対応や保護者対応の他、昨今では発達に特性のある生徒への対応や不登校傾向にある 児童生徒の事例研究、自死予防教育等に係る相 財事例も増加傾向にある。こうした状況に対応していくため、各分野の専門家派遣体制を拡充し、 学校園の支援を行っていく。				•		03-2-(3) (学校教育)	教育振興基本計 画	いじめ防止生徒指 導担当
				中事業	ユース相談支援事業費	る、青少年及び家族に対して、重篤なひきこも りに陥らないよう、アウトリーチによる相談支援、当事者会、家族会などの支援を行う。	・令和4年度は各地域課や社会福祉協議会の協	い対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重 篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事	続)	・令和4年度に引き続き、地域課やこども教育支援課などと協力し、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やし、事業申請に繋げられるようにする。 ・令和5年度は既存の連携機関に加えて、重層的支援推進事業やひきこもり等支援事業等との連携により、まだ事業に繋がっていない対象者に対して支援が届けられるように周知啓発に努める。			拡充	•	•		次世代育成支援 対策推進行動計 画	こども相談支援課

本施策	1	1		I	T	T.	1		T			_	車班 +	ter date	***	// (P) (P) = 1 = 7	
施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組		R4 主要 事業 I	要		を策 平価 	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属
		人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現														
		を持って自分らしく暮らすことができる環境づくり															
包束4	:雇用・	花椒				I	I	Т	T.								
		●障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着など		障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和3年度の 1,542人から令和4年度は1,660人と大幅に増加し ており、多様な就労ニーズに応えてきている。	_	維持(継続)	_						06-2-② (障害者支援)	障害福祉計画	障害福祉
		を支援するサービス(就労移行支援、就労定着支援)を提供します。		身体障害者更生訓練費給付事業費	を行った日数により訓練手当を支給する。ま	・コロナ禍により延べ利用者数は前年度と比較して減少しているが、身体障害者の社会復帰の促進や経済的な負担軽減を図ることができた。(延べ利用者数33人)	_	維持(継続)	・訓練に必要な経費の支給により、社会復帰の 促進を図るため今後も継続して実施する。				•		06-2-② (障害者支援)		障害福祉
		●障害のある人の就労を支援するため、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保、就労定着に向けた支援等に取り組みます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個々の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。		障害者就労支援事業費(障害者就 労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を 行い、コロナ禍においても20人が一般就労につ ながった。	_	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、法改正により 今後新たに創設されるサービスへの対応等も含 め、引き続き多様な就労ニーズにも対応していけ るよう、、「障害者就労・生活支援センターみの り」の役割や機能の再整理を進めていく。				•	•	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
		●「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」が中心となり、地域の就労支援事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、課題の共有や連携の強化を図るとともに、兵庫県が設置する専門の就労支援機関(障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど)と連携して、地域の就労支援体制の充実に取り組みます。		障害者就労支援事業費(障害者就 労支援事業)		・「就労支援ネットワーク会議」をより効果的な開催へと見直すため、現行開催を一時休止し、委託就労支援機関や参画メンバーと現状課題の協議・検討を行い、今後の進め方を整理した。	_	維持(継続)	・「就労支援ネットワーク会議」の効果的な運営に向けては、委託就労支援機関と阪神南障害者就労・生活支援センターを中心に再開後の運営を行うとともに、福祉的就労、就労継続支援)事業所の会議への参加意向や支援ニーズ等の把握も進めながら、段階的に会議の参画事業所(サービス)を増やしていく。				•	•	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
(1)	① 就労に関する支		中事業	障害者雇用推進等事業費(ハートフ ルオフィスup×3(アップスリー))	・障害者活躍推進計画の取組項目「障害特性に応じた多様な形態での任用」として始めた尼崎市版チャレンジ雇用で、会計年度任用職員(非常勤事務補助員)として任用された障害者「スタッフ」が、ジョブコーチの支援を受けながら、アウトソーシング等になじまず庁内各課に残る単純定型業務(封入作業、PC入力、書類スキャン等)を行う。	・市役所における障害者雇用として、尼崎市版 チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3 IIにおいて10人を雇用し、一般就労へのステップデップ等 に取り組んだ。 ・令和5年6月現在15名を任用している。(R3:7 名、R4:10名、R5:15名) ・職員向け広報物「up×3 NEWS(アップスリーニュース)」によるPR(11月)を行った。 ・障害者雇用率(R4:2.69%)	・市役所における障害者雇用にあたっては、精神 障害により体調面に不安があるため出勤が安定 しにくい職員への一層の配慮・対応のほか、今後 予定される法定雇用率の引き上げ(現行:2.6%、 R6:2.8%、R8:3.0%)等も考慮した取組としてい かなければならない。	 維持(継	・「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を18人に増員し、法定雇用率の引き上げを想定して、計画的に採用していく。 ・up×3スタッフを庁内の各職場へ派遣する「各課配置」の実施 ・出勤が安定しないスタッフについては、引き続きジョブコーチ等職員が家族や就労支援・医療機関の支援者と連携するなどして、就労が継続できるよう支援していく。				•	● fi	亍政運営2−1−①	障害者活躍推進 計画	能力開発
雇用機会	(援・相談体制等の充	●市役所や市の関係機関において、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員への合理的配慮や障害特性に応じた多様な形態による任用等に取り組みます。	中事業	障害者雇用推進等事業費(障害の ある職員の職業生活相談窓口の運 用)		・障害のある職員の職業生活相談窓口を令和3 年10月に開設した(R3相談件数:7件、R4:7件)。	_	維持(継続)	_				•	fī	亍政運営2−1−①	障害者活躍推進 計画	能力開务
	実		中事業		・職員の合理的配慮の理解の浸透をテーマに研修を行う。	・障害者活躍推進研修では、全所属長に課長補佐・係長級職員を加え、合理的配慮をテーマに3(分の講義を行った(動画)。・「メンタルヘルス及び合理的配慮研修」では、「大人の発達障害」をテーマに本市産業医が基本的知識について講義を行った(動画)。・障害者週間(12/3-9)に合わせ、合理的配慮の事例を5日連続で庁内電子掲示板に掲載した。	_	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大				•	● fi	亓政運営2−1− ①	障害者活躍推進 計画	能力開発
		●市役所において職場体験や就労実習を行う「障害者就 労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある 人の就労意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進に つなげます。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就 労チャレンジ事業)	・臨時的任用職員(チャレンジャー)として雇用し、就労実習などの支援を行う。	・「障害者就労チャレンジ事業」でも9人を短期雇用し、就労実習を行った。	_	変更(新 規・拡 充・行 革)	・「障害者就労チャレンジ事業」では近年就労系 サービス事業所が大幅に増えるなど就労の機会 や支援の場が充足し、当該事業の目的や役割が 概ね達せられたため、令和4年度をもって終了す る。	行革			•	•	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
		●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「あまのしこと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(しごと部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・新型コロナ感染拡大防止の為ビデオ通話サービスを活用する等開催手法を工夫し、フォーラム等を開催できた。	_	維持(継続)	・自立支援協議会の開催にあたっては、運営面での負担軽減に向けて、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めていく。				•		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉

基本	施策															
理課念題	施策の	取組内容(第4期)	中事集その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 R3 主要 主要 事業 事業	栗骨 夷栗		総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理念	: 誰もが	その人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実装	見										•			
		きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり														
基 7	施策4:]	智用·权穷						T				T	<u> </u>	<u> </u>		
		●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各 種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企	その他取 組	各種助成制度や施設案内等の周知	・庁内関係課およびハローワーク等の外部の関係機関と連携して、各種助成制度や施設案内等の普及啓発に努める。	_	-	維持(継続)	・今後も継続して実施する。							しごと支援課
	î	寺 へ	その他取組	「阪神友愛食品(株)]関係事務		・知的障害者(児)の職場適応能力を向上させる こと目的した能力開発センターの募集周知を行う ほか、生活協同組合コープこうべや兵庫県、阪神 7市1町で構成されている取締役等に参加するな どし、就労支援に係る情報提供を行っている。	-	維持(継続)	-						障害者計画	障害福祉政策担当
	雇用機会	の支援 ・理解 解 が ・理解 解 が ・ 世の職場環境における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。	中事業	企業内人権研修推進事業費	務を委託するとともに、市内企業に対して研修 会等を開催することにより、企業における人権	理解度が高まったとの回答があり、研修内容に	・職場環境が多様化する中で、人権問題の正しい知識を習得し、伝達することは、企業が社会的 責任を果たす上で必須であり、企業内で自主的 に人権啓発をするよう促していく必要がある。	維持(継	・今話題になっている人権問題をテーマにすることにより受講意欲を高めるなど、受講者増に努める。また、従前より市報あまがさきやホームページへの掲載、企業への個別連絡等により研修の周知を図っているが、今後も、より多くの企業が参加できるよう、周知の方法等について工夫する。・近年、国際社会でもジェンダーの知識不足によるハラスメントや企業の経営損失等について、高い関心が寄せられていることや、コロナ収束後には再び外国人労働者の増加が見込まれることなどを踏まえて、市内企業に対し、これらをテーマとした研修を実施していく。			•		11-3-(2) (地域経済·雇用勍 労)	t 雇用計画	しごと支援課
		●一般就労が困難な障害のある人への福祉的就労を支援するため、生産活動など働く機会の提供や、それらの活動に必要な知識や能力の向上等を支援するサービス(就	中事業	障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和2年度の 1,421人から令和4年度は1,680人と大幅に増加し ており、多様な就労ニーズに応えてきている。	-	維持(継続)	_					06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		労継続支援A型・B型)を提供します。 ① 多 様	中事業	生產活動拡大支援事業費	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減収している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業に係る経費を助成する。	・令和3年度は3法人3事業所に対して、生産活動 の拡大に向けて必要な経費を助成することで、コ ロナ禍における事業所の受注機会の拡大等につ ながっており、利用者に対する就労支援(賃金・ 工賃の維持)に寄与した。	_	廃止	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分として創設された国庫補助事業(令和3年度補正予算)であるため、今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。			•	•	06-2-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		な形態での就労支	中事業	地域活動支援センター事業補助金		・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場を確保することができた。	・地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあることもあり利用人数はほぼ横ばいであるが、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供でき、多様な活動の場の確保に向けて、連営を支援していく必要がある。	維持(継	・地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。			•		06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
	_	及 援 ●障害の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	障害者小規模作業所運営費等補助 金		・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる小規模作業所は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しており、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場を確保することができた。・・作業所や利用者の意向等を丁寧に聞き取り協議・調整を進めた結果、全ての作業所が法内施設(地域活動支援センターなど)への移行を希望していることが確認できた。	・令和3年12月に兵庫県の「行財政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額されて、令和7年度で廃止されることとなった。	, 維持(継 続)	・本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に滅額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うとともに、本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。 ・法内施設への円滑な移行に向けて、引き続き、具体的な進め方や対応策の協議・調整を進めていく。		行革	•	•	06-2-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を 促進するため、市の調達方針を定め、障害者就労施設等 からの物品等の調達を推進します。	その他取 組	「障害者優先調達推進法」関係事務	・リストの更新 ・特定随意契約の業者選定など	・令和4年度契約実績 6件	-	維持(継続)	-					06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		販路 協 拡 大 ● 障害者就労施設等の受注機会の確保や販路の拡大につなげるため、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームペデジョブリンクama」を活用した広報・販売促進活動や共同受注(発注企業と受注施設のマッチングなど)に取り組みます。また、企業イベントへの出店や市役所内での販売会「尼うえるフェア」を定期的に開催します。	中事業	障害者就労支援事業費〈障害者就 労施設等販路開拓事業〉	・障害者就労施設等の製品等の販路開拓に 向けた支援を行う。	・障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の機会が少ない中、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催するほか、共同受注の支援により発注をの契約に結び付けた・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンの細」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。	_	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、法改正により 今後新たに創設されるサービス(就労選択支援) への対応等も含め、引き続き多様な就労ニーズ にも対応していけるよう、委託就労支援機関の役割や機能の再整理を進めていく。また、就労支援ペリーク会議(の効果的な運営に向けて は、委託就労支援機関と阪神南障害者就労・生活支援センターを中心に再開後の運営を行うとと もに、福祉的就労(就労継続支援)事業所のを ともに、福祉的就労(就労継続支援)事業所の必加意向や支援ニーズ等の把握も進めなが ら、段階的に会議の参画事業所(サービス)を増 やしていくを			•	•	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

基	本施策															
理課念題	施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R4 F 主要 主 事業 事	要 事		総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理念	: 誰もか	その人も	しく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現	見							<u> </u>					
重点記	果題 2. 生	きがいを	持って自分らしく暮らすことができる環境づくり													
基	本施策5:	生活環境	t、移動·交通													
		所度が補りき)グループホームの整備については、利用ニーズや事業の運営状況等の把握に努めるほか、障害のある人の重化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループ・一ム」の運営の評価に取り組み、開設補助や国の整備助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ます。また、グループホームの利用者が安心して生活でるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設設置など施設整備に対する支援を行います。	中事業	卜事業費	位法人寺に対し、ア昇の配囲内において、開	・グループホームの整備促進に向け、令和4年度は市内にグループホーム等を開設する7事業者に対し、開設経費の一部を補助することで、グループホーム7ホーム(37定員)の新規開設の促進を図ることができた。・市内グループホームの定員数は、令和2年度の497人から令和4年度は638人と着実に増加しており、第4期障害者計画の目標値に対して約91%の実績となっている。・障害者団体や事業所への調査を基にグループホームの整備方策をまとめ、それを踏まえて障害者施設のパリアフリー改修の補助制度を創設した。	39.4%)となっている。		・グループホームの整備促進や障害者の重度 化・高齢化への対応に向けては、整備方策でまと めた課題や取組等に基づき、引き続き既存の開 設補助制度を有効に活用するほか、指定事業所 ネットワーク会議等において新たに創設したパリ アフリー改修等の補助制度の周知やニーズ把握 等を進めながら、重度障害者の利用率の向上へ とつなげていく。		•	•	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画障害者計画	障害福祉課
	<u>1</u>	① 住 ま		中事業		補助金)を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホー	・令和4年度は補助対象時御者募集を実施しなかったが、日中支援型のグループホームの支援状況と評価について運営法人との協議を進めるなど重度化・高齢化への対応を進めた。		維持(継続)	・各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、 対象施設の類型の整理を含め、更なる整備を検 討していく。			•	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
	生活環境	保等ごりたレすて共急	度書のある人の地域移行や日常生活上の様々な困りとに対し、地域全体で支えるサービス提供体制となる地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、安心し地域生活を支援します。この拠点機能の中核を担う「リ・(らしサボートセンター」が中心となり、地域生活を支援る指定事業所等のネットワーク会議を定期的に開催し、グルーブホーム等の利用状況の把握・公表や課題の有、連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊時の受け入れ・対応も行うなど、地域の生活支援体制充実に取り組みます。	中事業	障害者安心生活支援事業費	・地域全体で支えるサービス提供体制である 「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果 的に進むよう関係機関との連携強化等を図る ことで、障害者等の地域生活を支援する。	・グループホームの利用者数は、令和3年度の392人から令和3年度は437人と着実に増加しており、第6朝障害福祉計画の目標値に達する100%の実績となっている。・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、Web会議を活用し、コロナ禍における活動の工夫や、廐垒症対策についてなど計5回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、近待防止についてなど整ち直接的については、変異を放対策を楽庫しながら対面で2回開催し、意見交換と情報共有を図った。	_	維持(継続)	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、グループホーム及び短期入所並びに生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。		•		06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画障害者計画	障害福祉政策担当
		等住	の優先枠方式を継続します。また、障害のある人の居 の安定の確保に向け、住宅・福祉等の関連分野におけ	その他取 組	_	_	_	_	維持(継続)	・市営住宅の入居者募集時に設けている障害の ある人等の優先枠方式を継続する。					障害福祉計画 障害者計画	住宅管理担当
		1	連携を強化し、民間団体や事業者等による居住支援の 実き図るとともに、賃貸住宅への入居支援として、障害 ある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を います。	その他取 組	セーフティネット住宅関連事務		・セーフティネット住宅登録数が、市内で162棟 1407戸(令和5年3月末)で登録戸数が増加して いる。	・セーフティネット住宅の登録数は増加しているが、実態は大手賃貸住宅事業者の一社登録であり、他の賃貸住宅事業者に対しても登録してもらえるように働きかけることが課題である。		・引き続き、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行う。					住まいと暮らしの ための計画	住宅政策課

	取組		***					現の金田		R5	R4 R3	事務	施策	総合計画	分野別計画	担当所属名
	項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要事業	主要主事業	事業	評価	体系	(マスタープラン)	
		人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実績	見													
		を持って自分らしく暮らすことができる環境づくり 環境、移動・交通														
	2	●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅 の建替えやエレベーター設置に取り組むなど、バリアフ リー化を図ります。	中事業	市営住宅建替等事業費	・市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業 並びに尼崎市営住宅建替等基本計画に基づ 〈常光寺周辺地区及び塚口・上食満・口田中 地区の建替事業を進める。また、同計画に基づ づく耐震改修工事、エレベーター設置工事等 や、廃止する市営住宅の入居者を対象に他の 市営住宅等への住み替えを進める。	・宮/北住宅建替事業が完了した。また、今後の 円滑な建替えに向け、対象になっている人居者 に対し、他の市営住宅への住替え希望の調査を 実施し、早期移転に向けた取組を進めた。	_	維持(継続)	_				•	13-2-① (都市機能・住環 境)	住まいと暮らしの ための計画	住宅整備担
) 住宅のバリアフリー	●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する支援を行います。	中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病 患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用装具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。・給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。	<u> </u>	維持(継続)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、 安定的な事業運営に努める。 ・当該制度について、市報やホームページへの 掲載のほか、当事者団体への説明を行うなど丁 率な周知に努めながら、特に新たな品目を希望 する対象者へ適切に給付できるよう取り組んでい く。	拡充		•	•	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画障害者計画	障害福祉讃
	化		中事業	住宅改造支援事業費	身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及	・要支援・要介護状態等になっても、住み慣れた 自宅で安心して自立した生活を送ることができる よう、段差解消や手すりの設置等を行うなど高齢 者等に対応した改造等に要する経費の助成を 行っており、生活支援サービスの充実を図ること ができている。		維持(継続)	・高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、住まいの改良相談チームを通じて、それぞれの身体状況に応じた住宅改造の相談や助言を行っていく。			•		07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齢介護語
			中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公 共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に 基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等 を精査するため、予防保全対象施設の詳細調 査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編기に基づき、順次、各施設の詳細調査を行い、改修工事を実施している。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が 連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全 の取組を進める必要がある。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。			•	•	行政運営3-3-②	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 アトビ崎市公共施設等総合管理計画	公共施設
(1)生活環境		●「パリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に 基づき、公共・民間建築物や道路、公園等の施設のパリ アフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しや すいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサ		兵庫県福祉のまちづくり条例に基づ 〈審査等の事務	めている。特定施設の建築等(公益的施設、			維持(継続)	_							建築指導
	公共施設等のバ	ルデザインの考えを普及・啓発します。	中事業	道路橋りょう維持管理事業費	・市民に安全で快適な道路施設を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな道路整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のパリアフリー化に向けて取り組んでいる。	・既存の道路施設については、原状回復の修繕が基本の対応となっており、パリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多くある。一方で改修予算にも限りがある状況であるため、今後新たに整備される道路以外の施設更新についても検討していく必要がある。	- 維持(継 続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け 隔てなく利用できる道路の整備を行う。 ・視覚障害者のために、踏切内の安全対策として エスコートゾーンの設置に向けて、鉄道事業者と 協議・検討していく。					13-3-① (都市機能·住環 境)		道路維持
	リアフリー 化		中事業	公園維持管理事業費	・市民に安全で快適な公園及び子ども広場等 を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな公園整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、 施設のパリアフリー化に向けて取り組んでおり、 令和4(2022)年度には、常光寺川緑地改修工事 において、歩道進入口の段差解消を行った。	・既存の施設や遊具については、原状回復の修繕が基本の対応となっており、パリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多くある。一方で改修予算に毛限りがある状況であるため、今後新たに整備される公園以外の施設更新についても検討していく必要がある。	維持(継	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け 隔でなく遊べたり、利用できる公園のインクルー シブな公園について研究を行うと同時に老朽化し た公園遊具の更新に伴わせ、まずは、ブランコの 一部を誰もが遊ぶことができるインクルーシブな 遊具に改修し、その使われ方を評価する中で、 今後の遊具の選定方法について検討していく。					13-2-① (都市機能·住環 境)		公園維持
		●公共施設の整備の際は、スローブの設置やオストメイト 対応しくしの取嫌、陰害のなる人等の専用計事フペーフ	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公 共施設マネジメント基本方針2予防保全」」に 基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等 を精査するため、予防保全対象施設の詳細調 査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、順次、各施設の詳細調査を行い、改修工事を実施している。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が 連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全 の取組を進める必要がある。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共 施設マネジメント基本方針2予防保全)に基づ き、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応 として、予防保全への転換に重点を置いた長寿 命化の取組を計画的に実施する。			•	•	行政運営3-3-②	尼崎市公共施設 マネジメント基本 方針 尼崎市公共施設 等総合管理計画	公共施設化
		対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保など、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。	その他取 組	公共施設マネジメントの着実な推進			て、市民・利用者の理解が深まるように努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう取組を丁寧に進めていく必要がある。		・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設本がメント基本方針1.再編)]等の各種計画で示した内容やスケジュールに基づき、市民・利用者の意見を丁寧に聴取しながら、着実に取組を推進する。			•	•	行政運営3-3-①	尼崎市公共施設 マネジメント基本 方針 尼崎市公共施設 等総合管理計画	ファシリテント推進担

基本施策施策										R5	R4	R3	事務	施策	総合計画	分野別計画	In the second
	の 取組性 項目		中事集 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	主要	主要		評価	体系	(マスタープラン)	担当所属名
)人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現														
		いを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり 環境、移動・交通															
	① 公 #	●離もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の 充実に向け、「尼崎市地域交通計画」に基づき、駅やその 周辺のパリアフリー化など公共交通利用環境のユニバー	中事業	交通政策推進事業費(公共交通利 用環境向上支援補助金)	・尼崎市域を運行する公共交通事業者が利用 者等の安全性や利便性の向上を図るために 実施する取組を支援するため、それに要する 経費に対し補助金を交付する。	・公共交利用者等の安全性や利便性の向上に寄	_	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、公共交通 事業利用者等の安全性や利便性の向上を図る。				•		13-3-① (都市機能·住環 境)	地域交通計画	都市戦略推進
	交通機関	周型・サルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組みます。		道路橋りょう維持管理事業 等	・道路工事の際に歩道のパリアフリー化等を 実施	・鉄道駅の徒歩圏(半径800m)において歩道のバ リアフリー化等を実施	_	維持(継続)	・引き続き、安全で快適な歩行空間の環境整備 等に取り組む。						13-3-① (都市機能·住環 境)	地域交通計画	都市戦略推
	の整備等	●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を 推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組み ます。	その他取組	兵庫ゆずりあい駐車場制度	・障害のある方などのための駐車スペースを 適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共 通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付 する。	•令和4年度 交付枚数:572人	_	維持(継続)	・引き続き、窓口等において、必要と思われる方 への制度の案内等を行い、適正な利用を図る。							障害者計画	福祉局企画管理課
			中事業	乗合自動車特別乗車証交付事業費	・市内に住所を有し、身体障害者手帳(1~4級 に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手 帳、被爆者健康手帳を所持する者に対し、市 内の停留所で乗車し降車する場合に限り無料 で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付す る。	* 宋百日 野早付	_	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、障害者等の社会参加の促進を図る。 ・令和5年度9月から阪神パス等が市内路線バス 運賃の値上げを予定しているが、引き続き無料 で乗車できるよう助成額を増額する。				•		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	福祉課
(2)移動		●障害のある人の地域での移動を支援するため、乗合自動車(バス)特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用料助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。	中事業	重度心身障害者(児)福祉タクシー 利用料助成事業費		・福祉タクシー利用料助成事業は、バス特別乗車証や高齢者移送サービス事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらのうちから一つのサービスを選択できるもので、助成件数は平成29年度以降減少傾向にあり、特にコロナ禍における外出自粛の影響により、令和2年度以降は大幅に減少しているが、日常生活における計動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができている。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援する ために有効かつ不可欠なものとなっているため、 担手へ再業性なり流用生糸維持、練結! ブル	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を支援するため に、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。				•		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	② 外出に係る支援		中事業	重度身体障害者(児)リフト付自動車 派遣事業費	・対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証 (有効期間1年)を交付し、リフト付自動車派遣 費用を助成する。	きるもので、コロナ禍における外出自粛の影響に	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援する ために有効かつ不可欠なものとなっているため、 現行の事業体系や運用等を維持・継続していく 必要がある。		・重度心身障害者(児)の外出を支援するために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。				•		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		●障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成事業を継続して行うとともに、障害のある人に対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。	中事業	自動車運転免許取得·改造助成事 業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転 するために必要な自動車の改造費の一部を 助成する。	毎年一定程度の利用があり、身体障害者の活動	・身体障害者の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・身体障害者の社会参加の促進を図るために、 有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。				•		06-2-③ (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福祉課
			中事業	障害者(児)移動支援事業費	・在宅障害者(児)が指定事業者からガイドへ ルプサービスを受けた場合、それに係る費用 の一部を事業者に支給する。	※利用状況については、障害福祉計画で進捗管 理	_	維持(継続)	・地域で暮らすために必要な外出支援を確保するため、今後も継続して事業を実施する。				•		06-2-③ (障害者支援)		障害福祉課障害福祉政
		●障害のある人の外出や社会参加を支援するため、移動の補助や必要な介助等を行う外出支援サービス(同行援護、行動援護、移動支援事業)を提供します。	その他取組	同行援護の運用見直し	-	<令和4年度実績 利用者数14,894人> ・視覚障害のある人の外出支援サービスについては、令和4年4月に利用者・事業者向け説明会を開催するなど分かりやすい申請手続きと丁寧な窓口対応に努め、当事者ニーズに即した運用見直し(同行援護と通院等介助の一本化)を同年9月から開始することができた。	_	維持(継続)	_					•	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政

	基本施策																
理課念題		取組	取組内容(第4期)	中事集 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 主	事務	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理	念 : 誰	もがその	人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現	見													
重点	課題2.	生きがし	いを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり														
	基本施策6	6: 生涯	学習活動														
	(1)生涯学習活		●障害のある人が生涯学習活動を通じて、地域での交流 や健康の増進、教養の向上を図れるよう、誰もが利用しや	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2-予防保全)に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精養するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、順次、各施設の詳細調査を行い、改修工事を実施している。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が 連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全 の取組を進める必要がある。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2-予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。			•	•	行政運営3-3-②	尼崎市公共施設マネジメント基本 方針 尼崎市公共施設 等総合管理計画	公共施設保全担当
	泊動 (スポーツ・	①施設の整備	すい公共施設等の整備・改善に努めます。	その他取 組	公共施設マネジメントの着実な推進	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針に掲げる3つの方針(①再編、②予防保全、③効率的・効果的な運営)に基づき、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指す。	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設中本・メル・基本方針・再編))等の各種計画に基づいた具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を丁寧に伺いながら、パリアリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。	・公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう取組を丁寧に進めていく必要がある。	維持(継続)	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編])等の各種計画で示した内容やステンニールに基づき、市民・利用者の意見を丁寧に聴取しながら、着実に取組を推進する。			•	•	行政運営3-3-①		ファシリティマネジメ ント推進担当
	・文化芸術・地域交流)	改善	●障害のある人同士の交流活動の場である「身体障害者福祉会館」の老朽化に対応するため、「尼崎市教育・障害福祉センター」への施設移転を進めます、移転にあたっては、パリアフリー改修や情報支援に保る機器の導入、併設施設、身体障害者福祉センターなどと連携した事業運営を行うなどし、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組みます。	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備等を進める。	ほか、令和4年7月に団体会員等を対象とした利	・新会館の新規利用者は増えているものの、コロナ禍が続く中、施設の利用制限をかけていたことも影響し、全体の利用者数は大きく伸びていな	維持(継続)	・新会館の利用者数や自発的活動支援事業の申請団体の増加に向けては、情報支援機器の設置等により、新会館の利便性が向上したことを地域で活動する障害のある人等に周知していくともに、各生涯学習ブラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動や事業から、障害当事者による自主的な活動へつなげていく手法等について、各施設の関係者や自立支援協議会(あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討していく。		新規		•	06-2-(④) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

基本施第													\top				
理課念題施第	東の 耳	枚組 質目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 R3 主要 主要 事業 事業	事	事務 施策事業 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
			ひに暮らすことができる共生社会の実	現													
		きがいを持って自分らしく。 生涯学習活動	事らすことができる環境づくり														
				中事業	中央地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、 生涯学習ブラザ等で生涯学習事業を展開する とともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活 用していく。	・難波の梅(旧北難波)小学校には市内の聴覚障害を持つ子どもが入学している「こばと学級(聴覚障害者のクラス)」があり、尼崎ろうあ協会と協力して、学校が休みになる夏休みに地域の子ども一緒に参加して手話に触れ、聴覚障害を身近に感じてもらう機会を作った。(講師:尼崎ろうあ協会)「夏休み楽しい子ども手話教室」(R4(2022)/8/1~3) ・「あまよう特別支援学校(旧尼崎養護学校)」の卒業生で、元日本代表アスリート、前兵庫県ボッチャ協会代表の方をお呼びし、講話とユニバーサルスボーツ「ボッチャ」のルール説明、実技指導を通して、健常者と障害のある方との交流と相互理解の機会を作った。「ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」のボッチャ」を楽しもう!」(R5(2023)2/14)	_	維持(継続)	・市民の人権意識の醸成に向け、引き続きダイバーシティ推進課をはじめ他課との連携を図りながら、人権研修を実施していく。			•	•	01-1-① (地域コミュニティ・ 学び)		中央地域課
(1)生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・	1)主匪学習舌動(スポーソ・文ヒ芸)	るよう、創作的活動 ン事業を開催する「 害者福祉会館」のう 関(地域振興センタ 連携して、生涯学習	気軽に生涯学習活動を行うことができ や教養講座、スポーツ・レクリエーショ 身体障害者福祉センター」と「身体障 営を行います。また、地域の関係機 一、社会福祉協議会など)や団体等と プラザなど地域で行われる様々な学 言し、その環境づくりに努めます。	中事業	小田地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、 生涯学習ブラザ等で生涯学習事業を展開する とともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活 用していく。	・市民発意による企画で、視覚障害を待ちながら ア刈力や日本でプロのジャズミュージシャンとし て活躍する方によるアメリカでの生活や失明して 変わったことなどこれまで歩んできた人生につい てのお話やジャズ演奏を行った。音楽を通じ障害 について考える機会となった。 【佐藤公淳(Ts)From Tokyohーク&ミニジャズラ イブ】 ・尼崎市のインクルーシブ教育システムについて	・単発の講座実施で終わらせることなく、継続的な課題解決への取組につなげていくことが課題となる。	維持(継	・多様な主体や地域と関わりながら、障害に関する理解の促進・啓発に資する講座等を実施していく。				•	01-1-① (地域コミュニティ・ 学び)		小田地域課
地域交流)	交 布			中事業	立花地区学びと活動推進事業費	用していく。	座】 ・パラアスリートとして社会の第一線で活躍されている円尾氏を講師に迎え、その生き様や経験、裏びや厳しさについて学ぶことを目的としている。立花地区の小学生対象に講話と体験(視覚障害者へのサポート体験を行い、障害に対する理解を深め、また障害を抱えていても夢を探し締めず努力する尊さを子どもたちに伝える機会となった。 【生き方探求キャリア教育「夢を探し続けて」】	・障害のある人への理解を深め、お互いを尊重し合う関係づらりが必要であり、そのためにはお互いが知り合う機会を提供していく必要がある。	維持(継続)	・障害のある人が地域で自分らしく過ごしていくことができるよう、身近な地域で住民と障害のある人がともに学ぶことのできる場を提供していく。				•	01-1-② (地域コミュニティ・ 学び)		立花地域課

施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	R4 R3 主要 主要	事業	施策 総合計画評価 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実践						73 P4 E		事業	事業 事業				
		を持って自分らしく暮らすことができる環境づくり													
施策6:	生涯与	幸智活動				・在日韓国人3世とSMA(脊髄性筋萎縮症)2型と		Ι				<u> </u>		T	
(1)生涯学習活動(スポー		●障害のある人が気軽に生涯学習活動を行うことができ るよう、創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーショ	中事業	武庫地区学びと活動推進事業費	生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。	いう異なるマイ/リティー性を持つ2人のゲストから人生経験やマイ/リティーとしての共通点、時と場合によりマジョリティーとマイ/リティーが入れ替わることを学び、日常の中にある常識や当たり前という価値観が難しも同じではないことに気づき、多様な未来を考えるきっかけの場となった。 【人権・平和学習推進事業「となりのマイ/リティ	・時世を捉えたテーマで誰もが参加でき、自分ごととして捉え考えられる講座を市民運動推進協議会と作りあげていく工夫が必要である。	維持(継続)	・地域課題や地域住民が、どういった地域としていきたいのかといったニーズを様々な会合で、 声を集め地理し、関係機関と協力しながら「人権」 について親しみやすい表題や内容となるような身 近な地域での学びの場を提供していく。			•	01-1-② (地域コミュニティ 学び)		武庫地域課
ハーツ・文化芸術・地域交流)		ン事業を開催する「身体障害者福祉センター」と「身体障害者福祉会館」の運営を行います。また、地域の関係機関、他域振興センター、社会福祉協議会など)や団体等と連携して、生涯学習ブラザなど地域で行われる様々な学習活動の情報を発信し、その環境づくりに努めます。	中事業	園田地区学びと活動推進事業費	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、 生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開する とともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活 用していく。	・地区内NPO法人の発意により、社会福祉法人が運営する美術館などを見学するお出かけ事業を実施した。地域で一緒に暮らす住民として障害のある方の暮らしを自分事としてとらえる機会となり、参加者同士で見学した内容や感想を共しあうことで、更なる学びの機会とすることができ、その後も継続的に地域課の事業に参加していただける関係を築くことができた。【しょうがいある人のくらしとアートをめぐる会】・ハンセン病問題を考える尼崎市民の会とともに、療養所名誉園長の講演会と1カ月間のパネル展を実施。【ハンセン病問題ってなに?共に学ぼう】・小学生を対象にコミュニケーションとして手話を学び、聴覚障がい者との交流を行った。【小学生のためのやさしい手話講座】・聞こえない人の生活・気持ちをテーマとしたDV D上映会を実施した。【人権問題市民啓発映画会(ハートフルシネマ)】	_	維持(継続)	・多様な主体や地域と連携しながら、障害に関する理解の促進、啓発に資する講座等を実施していく。 ・講座等を単発で終わらせるのではなく、より深い学びになるよう参加者アンケートでの意見等を踏まえた講座を企画する。			•	01-1-② (地域コミュニティ 学び)		園田地域課
			中事業	身体障害者福祉センター指定管理 者管理運営事業費		・新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができている。・利用者からの要望を受け、体の相談会については実施することができ、より多くのニーズに応えることが出来た。・・「やっちゃる部」とオープンカレッジを実施し、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携することができ、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図ることができており、中核的施設の役割を果たしている。	・コロナ禍において、事業の縮小や利用人数の制限を行っていたが、今後、規制緩和が進んでいくこともあり、コロナ禍以前の利用者数の水準に戻るように事業の運営や広報について検討していく必要がある。	維持(継続)	・社会情勢や施設利用者の意見を踏まえ新型コロナウイルス感染症にかかる規制緩和を行っていき、利用者が安心して施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っている。・引き続き、「やっちゃる部」とオープンカレッジを実施することにより、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携し、あらゆる場面で、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図り、中核的施設の役割を果たしていく。				06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策
				身体障害者福祉会館指定管理者管 理運営事業費	・身体障害者福祉会館の維持管理及び貸し館 業務	・新型コロナウイルス感染拡大を受け、会館の利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、感染予防対策を講じながら事業を継続することができた。また、こまめな消灯などの経費削減の取り組みを継続的に実施できている。	ターへ移転した。移転後の効果的な事業実施に	維持(継続)	・移転に合わせて導入した情報コミュニケーション 支援機器の活用等を検討し、より多くの障害者に 利用してもらえる施設を目指していく。				06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策

施策	町凹の関連争末一見														
施策の 方向性		中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業		事務 施第事業 評価		分野別計画 (マスタープラン)	担当所
: 誰もな	がその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実 ま	現									<u>'</u>			<u>'</u>	
	きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり														
施策6:	生涯学習活動				・ 尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、			・尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催にあ		ΤΤ					
_		中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催 事業費(尼崎市障害者(児)スポー ツ大会)	・重度の障害がある者も参加できるようなスポーツ大会を本市で開催する。	令和4年7月6日に市内の当事者団体の代表者で 構成している「尼崎市障害者「児ノスポーツ大会 実行委員会」を開催し、大会開催の可否等に関し て協議を行った。その結果を踏まえつつ、新型コ ロナウイルスの感染状況を鑑み、大会中止を決 定した。	-	維持(継続)	たっては、実行委員会において新たな種目の検 計や効果的な周知方法について協議するなど、 引き続き、イベントの活性化に向けて検討してい く。また、令和4年度についても、新型コロナウイ ルスの感染状況を踏まえて、実行委員会で協議 のうえ、開催の可否を検討する。				•	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
1) 生涯学習	●障害のある人のスポーツ活動を推進するため、「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」を定期的に開催するとともに、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」等への参加支援・協力を行います。また、「尼崎市スポーツ振興事業団」と連携・協力し、障害のある人を対象としたスポーツ事業の実施や、施設の利用助成等を行うことで、気軽にスポーツが	中事業		・兵庫県障害者のじぎ〈スポーツ大会の開催 に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。	・参加人教:36人 ・競技内容:陸上や水泳、卓球、サウンドテーブ ルテニスなど	_	維持(継 続)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加 は、障害者スポーツに取り組む者にとって大きな 目標や励みとなるため、参加者数が増加するよ う、引き続き、当事者団体等との連携を図りなが ら、広報を行っていく。				•	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福
活動(スポーツ・	② 楽しめる環境づくりやその充実に努めます。 活動機 機会・・環環境	その他取	健康・体力づくりの促進(障害者スポーツの推進)	りを普及促進するため、個人使用料の一部を 補助するとともに、地区体育館で開催される障 がい者による県大会以上のスポーツ大会及び	(スポーツ振興事業団基金事業) ・障がい者スポーツ支援事業として立花体育館で開催された「兵庫県障がい者スポーツ吹矢尼崎 大会」及び「兵庫県障がい者フライングディスク大 会いあまがさき」について、施設使用料の助成及 び大会運営補助を行った。 ・障がい者スポーツ団体・グループへの施設使用 料の補助は利用実績無し。	_	維持(継 続)	_						スポーツ推進計画	スポー
文化芸術・地域交流)	の 充 実 ●障害のある人の文化芸術活動を推進するため、「尼崎市総合文化センター」等で開催される障害のある人の作品展や各種イベントの広報・周知に取り組むとともに、市が開催・主催するイベント等においても、 腔害のある人の作品展示を呼びかけるなど、その環境づくりに努めます。	中事業		・本市の文化振興の拠点として、尼崎市文化 振興財団に補助金を交付し、文化の向上発展 を図る。	月の笛子の成果を展示した。 ※自発的活動支援活用事業補助金活用事業 ・アコム"みる"コンサート物語「100万回を生きた ネコ」を8月28日(日)に実施。ピアノ、バイオリン、オ	個性あふれる優れた作品の展示と、作品をきっかけとする心温まる交流が生まれる場となった。今後も多くの方々につながるよう一層の広報に	維持(継 続)	・尼崎市総合文化センターは、現在(公財)尼崎 市文化振興財団が管理運営を行っているが、令 和6年度より市に移管し指定管理者制度を導入 予定である。市移管後は、指定管理者と協議しな がら障害のある人の文化芸術活動を推進するた めの事業を進めていく。				•	01-2-③ (地域コミュニティ 学び)	・文化ビジョン	文化振り
															障害福

策																
東の 3		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	R4 R3 主要 主要 事業 事業	[│ 學業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
誰もが	その人	らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現	見													
		を持って自分らしく暮らすことができる環境づくり ●習活動														
			中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉推 進事業補助金)	活動専門員12人の配置にかかる経費を補助する。	・地域福祉ネットワーク会議では、地域のつなが りづくりに向けたケアマネジャーと民生児童委員 の交流会や地域活動者同士の情報交換会、医 師や高校生と協力して地域活動団体向け認知症 予防閣トレのVDの作成に取り組んだ。 ・市社協では、ボランティア活動登録者を下校時 見守りや独居高齢者のごみ出し、障害児の通学 支援活動等につなげたほか、担い手の発掘のた め試行的に生活支援サポーター養成講座修了 者等と市民活動団体との交流会を行った。	・地域福祉ネットワーク会議で地域課題の協議や 実践が進められているが、見守りや要配慮者支 援といった全市共通課題の好事例の全市展開が できていない。 ・コロナ禍での受入先の減少により、ボランティア 登録者の多様な活動志向に応じた活動先確保が 課題となっている。	(続)	・市社協と連携し、各地区地域福祉ネットワーク会議での好事例や全市共通の課題の実践例等を各地区で共有し、取組につなげていく。・活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向け、市民活動団体の把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必要とする個人とのマッチングを検討する			•		05-1-(2) (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進
			中事業	社会福祉関係団体補助金(ボラン ティアセンター事業補助金)		困難な障害のある児童の通学支援に向け、交流	ものの、コロナ禍以前の水準まで回復しておらず、効果的な情報発信が課題となっている。 ・福祉課題の多様化により、既存制度で十分に対応できないニーズを支えるボランティアの育成	維持(継続)	・各種講座などの情報とボランティア登録者・団体にメール発信する等、効果的な情報発信に取り組む。・地域の様々な支援ニーズに対応したボランティア講座を開催するなど、担い手の確保とマッチングを一体的に進める。			•	•	05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	福祉課
へ 1 主 種	3	●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの市民が障	中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉啓 発事業補助金)	・市社協が行う地域の様々な団体が自主的に 行う地域福祉活動についての理解を深めるための研修会等や地域福祉活動の周知、参加 促進活動に対しての助成経費を補助する。	・(実績) 活動団体数 593単位福祉協会 (主な活動内容) 世代間交流事業など	_	維持(継続)	_			•		05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進
学習舌動(スポー	活動の支	害のある人の生涯学習活動に関心を持ち参加・支援できるよう、地域の関係機関(社会福祉協議会など)と連携してボランティア活動等の推進に取り組みます。また、障害のある人やその家族、地域の住民等が一緒になり、自発的に行う地域活動(ビアサポートや見守り活動、ボランティア活動など)を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。	中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・地域住民の当事者理解に向け、当事者団体や 支援関係者と連携した要援護者災害シンポジウ ムを開催や、立花地域課と連携し、防災をテーマ に福祉協会や消防団、障害福祉サービス事業所 等と地域のつながりを考える意見交換会や防災 訓練を実施した。参加者から地域住民同士の関 係づくりや学び・情報共有の場づくりが大切と いった意見があり、地域防災力の向上と支え合う 意識の醸成につながった。	・実施地区では参加者の意識醸成につながった ものの、それ以外の地区において防災等の市民 共通課題をテーマに支え合う意識の醸成を進め る必要がある。		・引き続き、地域振興センターや市社協と好事例を共有し、各地区で「防災」等の身近な地域課題をテーマに、当事者と交流する学びの場づくりに取り組む。			•	•	05-1-① (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進:当
ソ・文ヒ芸析・也或交流〜			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(支え合いを育む人づくり支援事業)	・高校生や大学生が尼崎市内で活動する市民活動団体と協働し、市内をフィールドとして取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助する。	・将来の担い手育成に向け、防災や教育を学ぶ 大学生を自主防災会とつなぐことで、新たに地域 住民や小学生向けの防災教育やパラスポーツに よる地域交流事業等、10枝17グループの市民活 動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・令和3年度に開始した兵庫県立尼崎小田高校 の生徒と民生児童委員による見守り活動におい て、新たに2地区、計3地区で実施され、参加した 生徒からは地域コミュニティや民生児童委員の大 切さを学んだといった意見があった。また、関西 国際大学の学生が地域の高齢者等の見守り活動に参加することで、防災、防犯における地域活 動の重要性の理解が醸成された。	_	維持(継続)	・引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員等の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知方法を検討する。			•	•	05-1-② (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進 当
			中事業	自発的活動支援事業	ることにより、障害者等の社会参加や地域に	・コロナ禍が続く中ではあったが、移転した身体障害者福祉会館(新会館)を活動の場として活用することの周知も含めて本事業を3年ぶりに再開したことで、障害者団体(3団体)の地域活動を支援することができた。	・本事業については、新規団体からの申請につながっていない。	維持(継続)	・申請団体の増加に向けては、情報支援機器の 設置等により、新会館の利便性が向上したことを 地域で活動する障害のある人等に周知していくと ともに、各生涯学習プラザや身体障害者福祉セ ンターで実施されている活動や事業から、障害当 事者による自主的な活動へつなげていく手法等 について、各施設の関係者や自立支援協議会 (あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討し ていく、			•	•	06-2-④ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
	共の関立	●障害のある人の生涯学習活動や交流活動等に関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な 媒体を活用して一層の周如を図るとともに、「身体障害者 福祉センター」や「身体障害者福祉を会館」において、障害 特性に配慮した情報提供に取り組みます。														

本施策																
施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性		主要	R4 R3 三要 主要 手業 事業	事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現								'					
楽題3. 本施策7:		合い、安心して暮らすことができる環境づくり 安心														
		●「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者本人の同意を得て、消防・警察・民生委員など地域の支援関係者への名簿の提供とその活用等に取り組むことで、「顔の見える関係」を基本とした災害時の避難支援体制づくりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画(個別支援計画)」の作成に向けた取組を進めていくことで、災害時における避難支援の充実を図ります。	中事業	災害時要援護者支援事業費	・避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別避難計画の作成 ①市が把握している避難行動要支援者の情報を集約し、名簿を作成するとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの同意確認の実施②避難行動要支援者名簿情報の提供 ③個別避難計画の作成	・市社協、地域振興センターと連携し、名簿や個別避難計画等の「共助」の取組の必要性について理解を求め、新たに2つの連協が名簿を受領(保・24連続。21福祉協会した上が、市内5地区で進めている個別避難計画の試行的取組では14件の計画を作成し、この取組を通して当事者と地域住民、福祉専門職との関係性が育まれ、平時からの緊急連絡体制の構築や当事者を含めた避難訓練に若い世代が参加するなど、地域全体の防災力向上につながった。・自主防災会や福祉専門職団体、当事者団体等の避難支援等関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会等で、市の限られた体制に応じた段階的な個別避難計画作成の考え方の意見交換を行い、避難支援等関係者の協力のもと取組を進めることとした。	・共助の担い手である地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の理解と協力が欠かせないものの、避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、過度な負担とならないよう関係者の意向に留意し進める必要がある。	維持(継続)	・大学等と連携し、個別避難計画の必要性等を わかりやすく伝える啓発パンフレットを作成し周 知啓発を行うほか、本市の段階的な個別避難計 画の作成の考え方に基づき、災害リスクの高い 対象者への意向調査を実施するとともに、避難 支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取 り組む。			•	•	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進抗当
	1		中事業	災害時要援護者支援事業費	・防災学習の支援及び支援関係者等との連携 の取組	・若い世代が地域防災活動の担い手となるよう、 防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほ か、学生等が地域や 当事者団体、社会福祉施 設と協働する防災訓練等の支援を行った。(令和 4年度:6校37回)	_	維持(継続)	_			•		10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進推当
	防災対策の充力		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会「あまのくらし部会」において、 被災者支援に携わるNPO法人を講師として招 き、当該法人が考案した「避難所運営シミュレー ション」の体験会を実施することで、避難所の開 設手順や障害のある人に必要な配慮や対応等 についての知見を広げたほか、本体験会を避難 所運営に携わる地域にも体験してもらえるよう開 催企画を進めた。	_	維持(継続)	・避難所運営の体験会を実際に地域でも開催してみて、障害のある人に必要な対応等を地域住民や近隣事業者等と共有し、そこから得られる気付きや備え等を発信していてとで、地域の災害意識の向上と理解・啓発につなげる。			•	•	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
1	実	●障害のある人や事業者等の防災意識の向上を図るため、市の情報誌やホームページなど様々な媒体を活用して防災情報等の一層の周知に取り組むとともに、防災をテーマとした市政出前講座や講演会、イベントの開催等に取り組みます。また、地域での自発的な防災活動や防災マップづくり等の実施にあたっては、障害のある人や福祉サービスの事業所等にも参加を促すなどして、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努め、地域防災力の向上につなげます。	中事業		・市の各課が市民活動団体と共催して福祉に 関する講座等を行う場合に、その費用の一部 を助成する。	・地域の当時者理解に向け、当事者団体や支援 関係者と連携した要援護者災害シンポジウムを 開催や、立花地域課と連携し、防災をテーマに基 批協会や消防団、障害福祉サービス事業所等と 地域のつながりを考える意見交換会や防災訓練 を実施した。参加者から地域住民同士の関係づ くりや学び・情報共有の場づくりが大切といった意 見があり、地域防災力の向上と支え合う意識の 醸成につながった。	・美心地区では参加省の息融機成につなからに ものの、それ以外の地区において防災等の市民 共通課題をテーマに支え合う意識の醸成を進め		・引き続き、地域振興センターや市社協と好事例を共有し、各地区で「防災」等の身近な地域課題をテーマに、当事者と交流する学びの場づくりに取り組む。			•	•	05-1-① (地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担 当
防災対策			中事業	地域防災力の向上事業費	・地域の防災力向上を図るため、「1.17は忘れない」地域防災訓練や兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、市政出前護座や地域の訓練等におけるマイタイムラインの作成、各種ハザードマップや防災ブックの活用などにより、市民等の防災意識の向上などにつなげる。	・マイ避難カードについて、出前講座や令和5年3月には作成に係る動画をホームページ等で公開し、周知啓発を図った。・自主防災会36団体が実施した防災活動の支援を行った。また、南部臨海地域(大高洲町)の事業者団体と津波避難訓練等を実施した。・「1.11に忘れない」地域防災訓練にて、新型コロナウイルス自宅療養者の受入態勢等を反映した避難所運営マニュアル改正(案)を基に、関係が局や共助の担い手として期待でる中学生が初めて参加する等、実践的な避難所開設・運営訓練を実施し、実効性が確認できた。	・マイ避難カードの普及について、より効果的な 手法を検討し、出前講座や地域の防災活動等で の周知啓発を継続する必要がある。 ・地域の訓練において、より多くの団体に参画を 促す工夫や南部臨海地域事業者等と連携した防 災訓練等を進めていく必要がある。 ・感染法の改正を踏まえた避難所運営を見直す 必要がある。また、避難開設後の「運営」を意識 した訓練を行う必要がある。	維持(継続)	・更なる避難行動の促進に向け、マイ避難カードの作成に係る動画の活用などにより、効果的な周知啓発に取り組む。・地域の共助による防災対策につながるよう地域の訓練に事業者等の参画を呼びかける。また、引き続き、南部臨海地域事業者と連携し防災訓練等を実施する。・感染法上の5類への移行後、避難所運営マニュアルの改正を行う。また、発災後3日目以降の避難所運営について、地域の主体と連携・調整を図りながら訓練を実施する。			•	•	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局公 画管理課
				防災対策等事業費(災害マネジメントシステム関係事業)	・災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」の運用	ナントン人ナム、防災情報伝達ン人ナム寺に関連 オスシフテル大連雄させ、被宝楼報等の収集・救	火音マイン・ノーンへ ムの採作で向シへ ム	維持(継続)	・災害マネジメントシステムと防災に関するシステムの連携において、情報整理や対応状況の入力等、迅速かつ正確な災害対応能力の向上を目的に職員研修を行い、実践的な防災総合訓練を行う。			•	•	10-2-① (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局 ú 画管理課
	②避難のための	●災害発生時に障害のある人に対して、迅速かつ確実に 避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線の屋外拡声 器や戸別受信機の整備を行い、戸別受信機等について は、障害者施設等への整備も進めます。また、携帯電話 のメール機能やホームページの閲覧機能を活用して防災 関連情報等を取得できる「尼崎市防災ネット」の加入者の	中事業	防災対策等事業費(防災情報伝達 システム関係事業)	わる新たな情報伝達手段として、携帯電話網	・「防災情報伝達システム」の本格運用を令和4年6月1日より開始し、災害時の情報伝達や災害に備えた注意喚起等で活用した。	・災害時に高齢者や障害者等に確実に情報を伝える取組を更に進める必要がある。	維持(継続)	・アナログ的情報伝達手段の更なる構築など確実に伝える取組を進める。また、防災情報伝達システムを活用した自主防災会等の共助の担い手による情報伝達訓練等を実施し、情報伝達の強化及び意識醸成を図る。			•	•	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局1 画管理課
	6情報伝達	拡大や間き逃した防災情報を電話で確認できる「災害情報電話サービス」の提供、地域における情報伝達の仕組みづくりなど、多層的な情報伝達手段の充実に努めます。	中事業	新型コロナウイルス感染症対策事 業費	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 市民等に対し、ホームページやSNS等での情 報発信に加え、コミュニティ連絡板等でのポス ター掲示や広報車両により市内を巡回する啓 発作ロール等の感染予防に係る啓発を行 う。	・新型コロナウイルスに対する取組を多層的な情報伝達手段を活用して周知したほか、街頭での啓発活動を実施した。	・必要に応じて、多層的な情報伝達手段により効果的な情報発信を行う必要がある。	維持(継続)	・国や県が示す感染対策に係る方針に留意しながら、関係部局との連携を継続し、必要に応じて 庁内で情報共有を行うとともに、多層的な情報伝達手段を活用した情報発信を行う。			•	•	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画国民保護計画	災害対策課
			中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福	・障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「アンブルボード」や「蓄光テーブ」の設置を行うなど施設機能の向上に取り組んだほか、指定管理者等との協議を進め、福祉避難所として指定した。	_	維持(継続)	・情報支援機器の設置等により施設機能の向上を図った新会館の災害時における有効活用について、引き続き指定管理者等との協議・調整を進めていく。				•	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

基本施策																	
課 題 施策の 方向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組		R4 主要 事業			施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
理念 : 誰	もがその	人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現									'	•			•	
重点課題3.	共に支え	え合い、安心して暮らすことができる環境づくり															
基本施策7	': 安全	·安心	I	l .	I	I	1			ı						I	
		●避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難 所生活においての運営体制の整備やバリアフリーへの配 慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等と の連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。	中事業	防災対策等事業費(災害備蓄整備 事業)	とともに、災害時に発生する膨大な情報を全 庁的にリアルタイムで共有できる災害マネジメ	を行った備蓄計画に基づき、含めた備蓄品目の	・今後の備蓄品の入替えに際して、アレルギー28 品目対応食品を購入し、食する人々の安全・安	4# +± / 414	・備蓄計画に基づき備蓄品の更新を進め、分散備蓄について、引き続き検討していく。				•	•	10-2-② (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局 画管理課
	③避難所の充実	●障害のある人が円滑に避難できるよう、災害時の連絡 たや避難場所の周知に努めます。また、指定避難場所に おける要配慮者避難室の充実や福祉避難所の指定拡大	中事業	災害時要援護者支援事業費	・福祉避難所の指定等	・移転後の情報支援に係る機器の設置等を行った身体障害者福祉会館を新たに福祉避難所に 指定した(R445施設)。また、福祉避難所のマニュアル作成の働きかけにより、新たに7施設 (R3:7施設、R4:14施設)でマニュアルが作成されたほか、マニュアル作成等につながるよう防災総合訓練での福祉避難所指定4施設を対象に被災状況報告から開設までの情報伝達訓練等を行った。	-	維持(継続)	・要支援者の避難先の確保に向け、福祉避難所に協力意向のあった施設との協議や指定施設のマニュアル作成支援を行う。				•	•	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進
		等に取り組むとともに、平常時においても指定された施設等との連携の強化を図ります。	中事業	地域防災力の向上事業費	・災害時の多様な避難場所の周知啓発 ・マイ避難カードの作成	・出前講座や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイ避難カードの作成等の多様な避難行動の啓発を行った。・マイ避難カードについて、令和5年3月には作成に係る動画をホームページ等で公開し、周知啓発を図った。	・さらなる円滑な避難行動を支援するため、引き続き、防災意識の啓発やマイ避難カードの普及について、より効果的な手法を検討し、出前講座 や地域の防災活動等での周知啓発を継続する必要がある。	維持(継続)	・更なる避難行動の促進に向け、マイ避難カードの作成に係る動画の活用などにより、効果的な周知密発に取り組む。 ・指定避難場所における要配慮者室のあり方や発災後3日目以降の避難所運営について、1. 17は忘れない地域防災訓練等を通じて、検討を行なっていく。				•	•	10−2−⑤ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課課
(1) 防災対策	④ 関係:	●当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要接護者支援連絡会」を開催し、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や課題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の緊密化に受めます。また、会議で出た意見等は市のホームページに掲載するなどし、その共有を図ります。	中事業	災害時要援護者支援事業費	支援連絡会」を開催し、災害が発生したときに 援護を必要とする方に対して、行政等と地域 が連携して迅速かつ的確に避難支援活動等	・国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定をふまえ、自主防災会や福祉専門職団体、当事者団体等の避難支援等関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会等で、市の限られた体制に応じた段階的な個別避難計画作成の考え方の意見交換を行い、避難支援等関係者の協力のもと取組を進めることとした。	_	維持(継続)	・大学等と連携し、個別避難計画の必要性等を わかりやすく伝える啓発パンプレットを作成し周 知啓発を行うほか、本市の段階的な個別避難計 画の作成の考え方に基づき、災害リスクの高い 対象者への意向調査を実施するとともに、避難 支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取 り組む。				•	•	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進 当
ж	機関等との連携	●自然災害の発生や感染症の流行時においても、障害のある人が継続して必要な福祉サービス等を受けることができるよう、サービス事業所等における災害対策や業務継続に係る計画作成の推進、連携体制の構築に努めます。	中事業	障害者安心生活支援事業費	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、Web会議を活用し、コロナ禍における活動の工夫や、感染症対策についてなど計り回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、虐待防止についてなど感染予防対策を実施しながら対面で2回開催し、意見交換と情報共有を図った。		維持(継続)	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、グループホーム及び短期入所並びに生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。				•		06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当
	⑤ 緊急通報等の	●日常生活における一人暮らしの障害のある人等の安心 感の確保や緊急時の早期援護を可能とするため、緊急通 報システムの普及と利便性の向上に取り組みます。	中事業	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	・急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助 や、お元気コールを行うことで、独居の高齢 者、障害者等の日常生活の安全確保と不安 の解消を図る。	・新たに携帯電話型機器の導入や近隣協力員を不要にする等により、新規加入者が事業転換前の令和2年度の33件から令和4年度の180件と大幅に増加した。また、要支援者ンステムに利用者情報の項目を追加し、民生児童委員に当該情報が記載された高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿の提供を行った。	・あんしん通報事業については、利用が必要な高齢者等に事業等の情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要がある。	維持(継続)	・利用が必要な高齢者等に事業などの情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要があることから、各種広報媒体や地域団体等を通じて、広く周知を図っていく。			行革	•		07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齡介護課
	充実	●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用の啓発に取り組みます。		「尼崎市WEB119及びFAX119」の普 及啓発活動	聴覚障害があるなど、会話による119番通報 が困難な人による緊急通報の手法等について 普及啓発を図る。	・尼崎市公式ホームページへの掲載による広報 ・事業所向け広報誌への掲載 ・心身障害者(児)福祉の手引きへの掲載	市内に在住する聴覚障害がある人全員に対して、緊急通報に係る手法とシステムへの利用登録を周知する必要がある。	維持(継続)	・今後も継続して普及啓発活動を実施する。 ※次年度以降、契約業者の変更に伴い「尼崎市 WEB119」は「尼崎市Net119」へと名称が変更							障害者計画	消防局企画管理誤 (情報指令課)

a	本施策															
理 課念 題	施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事集その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 R 主要 主	事事	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
基本理	念:誰も	もがその人	らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実	現										,		
重点	課題3.	共に支え・	合い、安心して暮らすことができる環境づくり													
a	本施策7	': 安全·5	安心													
		① 防犯対策	●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・ 啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取 り組みます。また、障害のある人への広報・啓発にあたっ ては、当事者団体と協力して取り組みます。	その他取組	街頭犯罪防止講座事業	・ 尼崎市の街頭犯罪の認知件数は、減少傾向にあるが、いまだに兵庫県内でも高水準にあるこから、更なる減少を図るため、市民に対し主に街頭犯罪の防止のための講座を実施することにより、市民の自己防衛力の向上を図り、より街頭犯罪認知件数の減少に繋げる。	・昨年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により講座申込みが少なく1件にとどまった。	・新型コロナウイルス感染症対策を継続して行うとともに、流行前と同程度の実施回数まで回復を目指す。	維持(継続)	・年々巧妙化する詐欺の手口について兵庫県警察と連携し情報収集に努めるとともに、受講者に対して情報及び対策方法を還元することで防犯力の向上に寄与する。			•	09-1-① (生活安全)		生活安全課
	2) 防犯対	進	●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番7 ブリ」や「ファックス110番」(兵庫県警察)の利用の啓発に 努めます。	7												
	刈策、消費者保護	が 被害 を	●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの教育に関して必要な情報提供を行うとともに、 健害のある人の特性に固慮した電話やファックス等による 消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関 等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの 教済に取り組みます。	中事業	消費生活安全推進事業費	援するとともに、多重債務を含めた消費生活	・相談方法について、電話、ファックス等に加え、 令和4年4月1日から市公式HPに設ける消費生活 相談受付フォームで終日申し込めるよう整備を進 めた。	_	維持(継続)	・令和4年4月1日から消費生活相談フォームによる申し込みを開始し、引き続き、庁内の関係部局などと連携し、相談者の環境の向上につなげる。			•	09-1-③ (生活安全)		生活安全課
		済防	●障害のある人の消費者トラブルの防止や消費者として の利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相 該や講座等をその障害の特性に配慮して適宜実施し、障 害のある人等に対する消費者教育を推進します。	中事業	消費生活安全推進事業費	相談の実施により、被害に遭った消費者を救 済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生	・令和3年度から啓発講座開催時には、聴覚障害者に配慮して手話通訳者を配置しており、令和4年度は延べ5人の申し込みがあった。 ・くらしの通信講座において、視覚障害者に配慮して問題文の点訳対応を行っており、令和4年度は1人の申し込みがあった。	_		・より多くの市民に利用してもらえるよう、広報に 取り組む。			•	09-2-③ (生活安全)		生活安全課

基本施策 課 課題 施策の 方向性	取組	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 R3 主要 主要 事業 事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
■ 基本理念 : 誰も	もがその人は	らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実践								**	TA TA					
重点課題3.	共に支え合	さい、安心して暮らすことができる環境づくり														
基本施策8	3: 権利擁護	護、啓発・差別の解消	ı													
			中事業	社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業補助金)	・市社協が実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)に係る経費の一部を助成する。	(実績) ・契約件数 97件 ・補助額 4,559,000円 ・相談件数(R4) 1,550件	_	維持(継続)	_			•		05-2-(2) (地域福祉)	地域福祉計画	福祉課
	① 成年後	▶障害等により判断能力が不十分な人が、財産管理や在 をサービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、「成年後見等支援センター」において、成年後見制 度等の利用支援を行います。また、後見には至らないが 支援が必要な人に対しては、社会福祉協議会が実施する 日常生活支援事業(福祉サービス等が提供できるよう 別ます。	中事業	権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費(障 審福祉費)	年後見に係る専門的な知見を背景に相談から 対応、その後の支援まで一体的に行うとともに 市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障 害者の権利擁護を図る。 ・市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申 立てを行う。また、助成を受けなければ制度利 用が困難と認められる者に対しては、当該制	ポーター養成研修や市社協のボランティア登録 案内等を実施した。 ・成年後見制度利用のための家庭裁判所への申 立から決定までの期間短縮に向けて、成年後見 等支援センターにおいて、申立前から後見人候	後見人業務を担う負担等を理由に既存の受任調 整会議参画団体から後見人候補者の選出が困	維持(継続)	・活動機会のない市民後見人登録者に対して、引き続き、知識の向上や市民後見人の意義、やりがいを感じてもらえるような取組について検討する。 ・専門職団体との更なる連携を図るとともに、受任調整における他団体の参画等について検討を行う。また、成年後見制度のパンフレット等の配付先を拡充するなど、更なる周知啓発を図る。		拡充	•	•	05-2-(2) (地域福祉)	地域福祉計画	北部福祉相談支援課
(1) 権利擁護	進を開発しています。	●「成年後見等支援センター」で窓口相談や専門相談会 を実施するなどし、広く権利擁護にかかわる相談を受け、 関係機関等と連携して対応するとともに、個別ケースの支 爰にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分 担のうえ、連携した支援につながるように「地域連携ネット フーク」機能の強化を図ります。また、市民後見人の養成 や活動支援、制度の普及、啓発など一体的な支援に取り 組みます。	中事業	権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費(障 害福祉費)	・成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。 ・市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。	一般などで利益を持续の子と回からより回じ信奉という。 ・成年後見制度の周知啓発のため、各種グループ・団体等に向けて、18回の出前講座を実施した。また、市民向けに「権利擁護フォーラム」を開始した。また、市民向けに「権利擁護フォーラム」を開始した。	・成年後見制度の周知をさらに進めるため、より 多くの市民に周知ができるよう取り組む必要があ る。		・専門職団体との更なる連携を図るとともに、受任調整における他団体の参画等について検討を行う。また、成年後見制度のパンフレット等の配付先を拡充するなど、更なる周知啓発を図る。		拡充	•	•	05-2-(2) (地域福祉)	地域福祉計画	北部福祉相談支援 課
		●障害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当す る行為や通報義務を広報・啓発するとともに、「障害者虐 寺防止センター」において常時の通報受付体制を確保し、 市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めま す。	中事業	障害者虐待防止対策事業費	待を受けた障害者に対する保護や目立の促進、養護者に対する支援等を行う。	・障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和4年度通報・相談件数56件。うち、虐待認定11件)。・全てのサービス事業所を対象に「虐待防止委員会」の設置等が義務化されたため、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に障害児通所支援事業所を加えた「合同研修会」を開催し、具体的な対応方法等について周知を進めた。	一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制 の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊 急通報先の周知をしていく必要がある。 ・虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所 における適切な運営を進めていくためにも、一層	維持(継続)	・障害者虐待の防止対策については、障害者虐待防止センターでのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。・・虐待防止に係る義務化等の対応については、引き続き、各ペットワーク会議における当該制度に係る研修の実施や、サービス事業所に対する集団指導等の機会をとらえて一層の制度周知を図っていく。			•	•	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当 南北障害者支援 法人指導課
	取組る研究	●障害のある人への虐待が発生した場合は、「障害者虐 寺防止センター」において、被虐待者やその養護者に対す る相談・支援等に取り組みます。また、被虐待者の安全の 確保や虐待者に対する支援等も重要であるため、セン ターでのOJT・研修等による人材育成や関係機関との連 隽強化など支援体制の確保に取り組みます。	中事業	障害者虐待防止対策事業費		き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に障害児通所支援事業所は、日はから対応	・障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の件数が発生しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。・虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所における適切な運営を進めていくためにも、一層の周知や助言等が求められる。	続)	・障害者虐待の防止対策については、障害者虐待防止センターでのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。・虐待防止に係る義務化等の対応については、引き続き、各ネットワーク会議における当該制度に係る研修の実施や、サービス事業所に対する集団指導等の機会をとらえて一層の制度周知を図っていく。			•	•	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担 南北障害者支援認 法人指導課課

施策の 方向性 項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組 車	R5 R4 R3 要 主要 主 業 事業 事	事務事業		総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属4
	<mark>人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実</mark> :合い、安心して暮らすことができる環境づくり	見												
	産護、啓発・差別の解消													
	●「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」を毎年開催する とともに、イベントの実行委員会や参加メンバー等による 交流活動等を通じて、障害や障害のある人、必要な配慮 等について、市民の理解促進に取り組みます。	中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費 (市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福 祉))	・障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、地域における交流の場として毎年開催しているもので、平成29年度からは、提案型事業委託制度によりミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っている。	・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ 禍が続く中ではあったが、3年ぶりに大規模会場 (橋公園軟式野球場)での開催とし、ステージプログラムのほか、これまで小規模で開催したノウハウを活かして発展させた様々な催し(雑貨・飲食店や体験型コンテンツ、ミーツ新喜劇などを実施した。また、当該イベントの活用制度(提案型事業委託制度)が期限(原則3年間)を迎えたため、改めてプロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、イベントの継続実施に取り組んた。	・大規模会場でのイベントを再開できたが、依然 コロナ禍ということもあり、最大規模であった3年 前(2019年)ほどの参加には至っておらず、出店 者数も7割程度に留まっている。		・市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)については、企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人とない人の交流や相互理解を深めてきている。これらの取組を継続しつつ、更なる付加価値を生み出していくとともに、イベントの出店数を増やしていくなど、より良いイベントへと発展していけるよう、実行委員会や市民等との協働に取り組む。		•	•	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
			ミーツ・ザ・福祉キャラパン!(福祉課の参画)	_	・イベント当日だけではなく、企画段階から園田地域課の職員が加わり、障害のある人達と共に当日のイベントを作り上げた。 ・その他、チラシのポストインを障害のある人達と一緒に行うなど、職員が障害のある人と積極的に関わり交流を深めた。	-	維持(継続)	・今後も地域と障害のある人の交流の場を提供しながら、障害のある人への必要な配慮等について地域の理解促進に取り組んでいく。						園田地域課
		中事業	人権啓発事業	・人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を 解消するため、人権問題講演会や啓発映画 の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。	・人権文化いきづくまちづくり計画の取り組みの 推進に向けて、元パラリンピック競泳選手を講師 に義手に至った体験を語る講演会とあわせて、 義肢装員士の専門学校協力のもと義肢の展示 コーナーも設置したことで、多くの受講者が身体 障害者の実情や支援について具体的に知るきっ かけとするなど各種啓発事業を実施することができた。 ・聴覚障害者とのコミュニケーションのコツや災害 時の伝え方など、普段から気を付けておくべきことや手助けの方法について、DVDを使った講演会を行うことで聴覚に障害を持つ方々の話を通じて、周囲にできる配慮を共に考えることができた。	・多様な人権問題の啓発について、市民の新たな気づきや学びにつながるよう工夫していく必要がある。	維持(継続)	・地域住民や関連団体との連携が深まるよう各地域での取り組みを共有しつつ、多様な地域課題を掘りおこし、事業の企画や地域のネットワークづくりにつなげる。		•	•	02-1-② (人権尊重・多文化 共生)	. 人権文化いきづく 、 まちづくり計画	ダイバーシテ 課 地域総合セン 担当
(2) 理解 理解		中事業	人権啓発リーダー育成事業費	・人権学習グループなどが実施する人権学習 会等で助言するリーダーを育成することによ り、市民の学習の促進と充実を図る。	プロンスを教育女員女が女媧し、い地位にピカー	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるよう、市民主体の学習会の市民リーダーを引き続き育成していく必要がある。	(維持(継 続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く 様々な人権問題を取り上げる市民主体の学習会 の市民リーダーを継続的に育成する。		•	•	02-1-(2) (人権尊重·多文化 共生)	:	社会教育課
・啓発活動及び差	●「障害者週間(12月3日~12月9日)」や「人権週間(12月4日~12月10日)」など、特に障害福祉や人権問題に関心を持ちやすい時期での啓発活動に取り組みます。また、市民の障害福祉への関心が高まるよう、広報紙等を選じて啓発を進めるとともに、家庭等の身近なところでの福祉	中事業	人権啓発活動事業費	・基本的人権が尊重される地域社会の形成に 向け、人権啓発資料の作成を行うとともに、学 習会や講演会を実施し、市民意識の高揚を図 る。	【人権教育小集団学習事業】 ・PTA等の学習グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、39グループが活動しており、自主的にグループ内でテーマを決め学習をする中で、発達障害に関すること、要約筆記の方法等を学び、理解を深めた。	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	維持(継続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く 様々な人権問題を取り上げ市民の気づきや学び につながる講座、啓発等を継続的に実施してい く。		•	•	02-1-(2) (人権尊重·多文化 共生)	3	社会教育課
別 解	教育を推進します。	中事業	中央地区学びと活動推進事業											中央地域課
消		中事業	小田地区学びと活動推進事業	夕地は悪にもける取织	ルコンアは、甘木佐笠も、	レ甘木佐笠0の声士に即う	ませる	ものとして整理しているが、	田口公日 (米	かがタ	いため	目体的か	北田生	小田地域課
		中事業	大庄地区学びと活動推進事業	- 台地域味にのける取組については基本施策 6		C基本心界OVI門刀に関係	±9 ರ	ものとして登達しているか。	、	以小多	いりこめり	光体的など	以木寸 ——	大庄地域部
		中事業	立花地区学びと活動推進事業費		= = ::::	年度決算分)の作成にあた	うって	は、基本施策8の活動指標	「障害を	テーマ	とした	- 啓発事業	等」	立花地域語
		中事業	武庫地区学びと活動推進事業費	として別表で一部を抜								- 11,03,71	5 _	武庫地域語
		中事業	園田地区学びと活動推進事業費											園田地域語
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会「あまのくらし部会」において、被災者支援に携わるNPO法人を講師として招き、当該法人が考案した「避難所運営シミュレーション」の体験会を実施することで、避難所の開設手順や障害のある人に必要な配慮や対応等についての知見を広げたほか、本体験会を避難所運営に携わる地域にも体験してもらえるよう開催企画を進めた。	_	維持(継続)	・避難所運営の体験会を実際に地域でも開催してみて、障害のある人に必要な対応等を地域住民や近隣事業者等と共有し、そこから得られる気付きや備え等を発信していくことで、地域の災害意識の向上と理解・啓発につなげる。		•	•	06-1-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
		中事業	精神保健事業費(自殺対策強化事業)	・こころの健康のつどい、自殺対策講演会を通じて精神保健や自殺対策に関する理解を促進する。	・こころの健康のつどい(39名参加)では「トラウマ	_	維持(継続)	・引き続き理解促進のため、こころの健康のつどいと自殺対策講演会を実施する。		•		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策認
	●障害のある人やその家族、地域の住民等が一緒になり、自発的に行う地域活動、理解促進、普及・啓発活動など)を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。	中事業	口儿们加到人族于不	・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍が続く中ではあったが、移転した身体障害者福祉会館(新会館)を活動の場として活用することの周知も含めて本事業を3年ぶりに再開したことで、障害者団体(3団体)の地域活動を支援することができた。	1・本事事に りいくは、新規団体からの申請に リル	¥持(継続)	・申請団体の増加に向けては、情報支援機器の 設置等により、新会館の利便性が向上したことを 地域で活動する障害のある人等に周知していくと ともに、各生涯学習プラザや身体障害者福祉セ ンターで実施されている活動や事業から、障害当 事者による自主的な活動へつなげていく手法等 について、各施設の関係者や自立支援協議会 (あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討し ていく。		•	•	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画障害福祉計画	障害福祉政

施策 施策の 方向性		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組		R4 R 主要 主 事業 事	要 事業	==:::	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
) 人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の	実現	1												
		え合い、安心して暮らすことができる環境づくり 機能・啓発・差別の解消														
			中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学 級事業)(中央)いきいき学級(肢体 障害)	・障害のある人とない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの 醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学 級を開催する。	・令和4年度実績:1回、12人 ・旧尼崎養護学校の卒業生で元日本代表の講師 を招き、ユニバーサルスポーツの「ポッチャ」の体 験を通し、肢体不自由者に対する理解を深めると ともに健常者との交流を目的とした。		維持(継続)	・次年度も引き続き、同様の事業を考えている。			•		01-1-② (地域コミュニティ・ 学び)	障害者計画	中央地域課
			中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(大庄)やまびこ学級(聴覚障害)	・障害のある人とない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの 醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学 級を開催する。	・令和4年度実績: 1回(午前・午後各1回) 30人(午前・午後各15人) ・午前は「調理実習」を、午後からは「軽スポーツ」で体を動かすことによって、参加者同士の親睦や交流を深めることができた。	・聴覚・言語障害者の方々を受け入れている事業 所等とも連携を密にしながら、参加者のニーズを 探り、講座への満足度を上げていくこと。	維持(継続)	・事前に聴力障害者福祉協会の会長に、講座についての要望や意見をうかがったり、講座終了後に参加者にアンケートをとって、意見や感想を確認していく中で、よりニーズにあった講座を探っていく。			•		01-1-② (地域コミュニティ・ 学び)	障害者計画	大庄地域課
	1	●教養や文化・レクリエーション等を目的とする学習の場合であれたい学級」を定期的に開催し、障害のある人と地域の住民等が交流する機会を創出することで、参加者の共互理解を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力に努めます。	世 中 未	学びと活動推進事業費 生涯学習推進事業 ひかり学級	る機会を創出し、障害のある人の生きがいの	提た担併! 地域住民への陪宝老理解を深め	・障害者のための講座ではなく、学びたいときに、 学びたい講座に参加できる環境を構築していくこ	維持(継続)	・年度当初に「NPO法人尼視協」広部理事長と話し合いを持ち、視覚障がい者のある方のニーズを 把握し、議座を企画検討する。 ・障がいのある方もない方も一緒に学ぶ機会を提供する。			•		01-1-(2) (地域コミュニティ・ 学び)	障害者計画	立花地域課
	理解の促進・啓発		その他取組	版神南青い鳥学級南支部尼崎教室	・兵庫県阪神教育事務所からの委託事業とし、運営委員会を立ち上げ実施。立花地域課 は事務局を担当している。芦屋市(芦屋公民館)西宮市(生涯学習企画課)尼崎市(立花地域課3市交代で実施。(R3芦屋市、R4尼崎市、R5西宮市)	・令和4年度実績:3回 のべ210人 終了証交付者:21人 ・視覚障害者の障害特性を踏まえ、社会参加・活躍を促進することを目的とした、学びや交流の場を提供する。 ・歴史謙應では、市内の学芸員と連携し"触れて"歴史を感じることができるよう工夫を凝らした講座となった。 ・吹奏楽コンサートでは、立花地区の高校生による吹奏楽コンサートを開催し、音楽を通じて障害者と高校生の交流や相互理解を生む機会となった。 ・いけばな体験では、花の香りや形に触れ、体験と講話により花のある生活を楽しむきっかけづくりとなった。	・他市からの参加や他市間での交流の機会をあまり持てなかったため、今後講座の中で交流の機会を持てるよう検討を行う。・若い世代に対しての周知が不十分である。学びや交流の場として認知が高まるよう、広報等工夫を凝らす。		・令和5年度は西宮市が事務局を担当し阪神南 青い鳥学級阪神支部西宮教室を開催する予定で ある。				•	01-1-② (地域コミュニティ・ 学び)	障害者計画	立花地域課
(2) 理			中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費 (福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した 「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時 や研修会等で配布する。	_	_	維持(継続)	_			•		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
解・啓発活動及び差		●障害のある人に配慮した施設であることや外見からは 分かりにくい内部障害など様々な障害について分かりや すく表示する「障害に関するマーク」の周知に努め、障害 のある人が優先利用する設備や施設等における配慮等 ついて、理解の向上につなげます。	15	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費	り、差別解消に向けた取組を行っていくため、	・令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で44.0%(参考:平成29年7月11.3%)、令和4年度に実施した市民意識調査で35.7%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が令和6年4月1日に施行されることからも、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。			•	•	06-3-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
別解消		●障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会の らゆる場面で積極的に活動できるよう、障害者差別解消 法の趣旨や重要性、障害の特性や必要な配慮等につい		差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費	り、差別解消に向けた取組を行っていくため、	・令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月11.3%)、令和4年度に実施した市民意識調査で35.7%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が令和6年4月1日に施行されることからも、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用してい、また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。			•	•	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
	② 差別解消	て、市民や事業者など地域への周知・啓発を進めます。 た、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催 て、差別事例の共有やその解消に向けた取組、地域へ(効果的な啓発手法等について協議します。	まし	男女共同参画社会づくり関係事業費	男女共同参画社会づくりを効果的に推進する ため、啓発等の事業を実施する。	・性的マイリティ当事者とその関係者向けの 「LGBT電話相談」を実施し、第4火曜、32件)、自 分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コ ミュニティや利用しやすい店舗の情報について助 言や情報提供を行った。 ・多様な性自認や性的指向に関する社会課題等 を知り、その解決に向けて共に歩もうとするALLY (アライ)の養成に向け、市民・事業者等を対象に 学習動画を作成し、ALLYステッカー等を配付す る取組みを開始した。	・ALLY(問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。	維持(継続)	・ALLY養成に向けて、商店街など市内事業者へ働きかけ、ALLYステッカーの活用を促す。			•	•	02-2-① (人権尊重·多文化 共生)	. 人権文化いきづく (まちづくり計画	ダイバーシ ー 課
	(への取組の充実	●障害を理由とする差別の相談等に対して、障害福祉の	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費		・令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月11.3%)、令和4年度に実施した市民意識調査で35.7%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が令和6年4月1日に施行されることからも、一層の制度周知や啓発が求められる。		・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。			•	•	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		●障音で建田と9の定別の相談等に対して、障害価値の窓口をはじめ、庁内保険部局で適切に対応するとともに相談内容や対応事例等の共有を図ります。また、必要に応じて、人権相談の窓口や「兵庫県障害者差別解消相記センター」につなげるなど、連携を図ります。	· 英	多文化共生社会推進事業費	・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍 住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向 けた取組を進める。	・外国人相談窓口において、令和3年度比で相談件数が約1.7倍となるなど、多言語相談員の常駐化による機能強化によって、よりきめ細やかな支援が可能となり、口コミによる周知につながった。(R4:755回、延べ529件、R3:464回、延べ550件)・ベトナム語のニーズが高いことから、ごみべんりちょうのベトナム語版を新たに作成した。また庁内案内板のベトナム語表示を行った。 ・外国人アンケートを日本語を含む10言語で実施し、外国籍住民の意見を幅広く聴取した。(11,038人対象 回答率9.6%)	らの相談件数が増加しており、ネパール語での 対面相談が課題である。 ・外国人アンケートの回答率は国籍・在留資格に よってばらつきがあり、特に日本語能力に課題の ある、生活が安定していない方からの回答が少 なかった。	変更(新 規·拡 充·行 革)	・外国人相談窓口に、ネパール語の相談員を週 1回配置する。 ・アンケート結果を受けて必要な支援策を関係部 局と検討するとともに、多文化共生社会推進指針 の策定を見据え、留学生、外国人労働者、外国 人を雇用する事業者等、対象者別にヒアリングを 実施し、幅広〈意見を聴取する。	拡充	拡充 新	規	•	02-2-(2) (人権尊重·多文化 共生)	人権文化いきづく まちづくり計画	ダイバーシー課

基本施策												J				
施策方向	の 取組性 項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	主要	R4 R3 主要 主 事業 事	平平	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属
		」 ・の人らしく、自立して安心に暮らすことができる。		の実現							1					
		支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり <mark>報・コミュニケーション、行政等における配慮</mark>)													
			中事業	点字あまがさき発行事業費	・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに 「市報あまがさき」の内容を点駅した「点字あ まがさき」を希望者に届ける(平均17部)。	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考える。また、視覚障害がある人を対象としたものとしては、「声の広報」と併せて有効な手段として一定の効果が得られている。 ・令和4年度は、USBメモリ紛失事業に便乗した詐欺への注意喚起を掲載した臨時号を含む計13回の平均値となっている。	_	維持(継続)	・視覚障害のある人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において必要性が高いことから、継続して実施する。(阪神間他都市においても実施)			•		行政運営1-1-①		広報課
			中事業	声の広報発行事業	「市報あまがさき」の内容をCDまたはデイジー 図書に収録した「声の広報」を希望者に届ける	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考える。また、視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした有効な手段として一定の効果が得られている。 ・令和4年度は、USBメモリ紛失事案に便乗した詐欺への注意喚起を掲載した臨時号を含む計13回の平均値となっている。	_	維持(継続)	・視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象 とした市政情報の提供及び共有という面におい て必要性が高いことから、継続して実施する。(阪 神間他都市においても実施)			•		行政運営1-1-①		広報課
			中事業	市報あまがさき発行事業費	・市政情報を市民や事業者に確実に伝達し、 市政に対する関心と理解を深めてもらうため、 市報あまがさきを発行する(月平均240,382 部)。	・令和4年度は、USBメモリ紛失事案に便乗した詐欺への注意喚起を掲載した臨時号を含む計13回の平均値となっている。	_	変更(新 規・拡 充・行 革)	・スマートフォン等で手軽に閲覧でき、日本語も含 か15言語での読み上げが可能な「電子版(抜粋版)」を発行し、ライトユーザーの獲得など市政情報の伝達手段を強化する。	拡充		•	•	行政運営1-1-①		広報課
			その他取 組	選挙のお知らせの作成	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに選挙立候補者の氏名等を収録したCD「選挙のお知らせ」や点訳した「選挙のお知らせ」を希望者に届ける。	市長:73部、市議補:73部、参議院:74部	_	維持(継続)	_							選挙管理委務局
(1)		●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報	中事業	議会事務局関係事業費 (議会だより発行業務)	・尼崎市議会だよりの発行のほか、視覚障害 者に市議会情報を提供するため、点字版及び 録音版尼崎市議会だよりを発行し、希望者に 配付する。	・T和4年及の配刊 夫視	_	維持(継続)	_						障害者計画	議会事務局
情報の利用の	開報提供の	あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」など の広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとかた「福祉の手引き」や「あまがさき 介護保険だより」等についても一部を点字で作成しま す。また、市のホームページの活用や情報支援に係る 機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境 づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めま	' '	介護予防普及啓発事業費	・介護予防の意識啓発に資するため、広報紙 を発行し、配布する。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成・配付合計: 点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)	-	維持(継続)	_			•		07-1-① 高齢者支援	高齡者保健福祉 計画·介護保険事 業計画	介護保険
しやすさ	実	す。		介護保険制度普及啓発事業費	・介護保険制度に対する市民の理解を深める ため、広報を行う。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成・配付合計: 点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)	-	維持(継続)	_			•		07-1-① 高齢者支援	高齢者保健福祉 計画·介護保険事 業計画	介護保険
			中事業	心身障害者(児)対策啓発事業		・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布している。	-	維持(継続)	_			•		06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉
			中事業	インターネット活用事業費	・本市ホームページやSNSを通じて、積極的な 情報の提供と説明を行うことにより、市民や事 業者等と行政の情報共有化を図る。	・令和3年度と比較してアクセス数はやや減少したものの、引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報を発信したため、コロナ禍前よりも高水準を維持している。・市ホームページについて、スマートフォンでの操作性を考慮したコンテンツの配置、より視認性を高める配色を意識したデザインへの変更及びファミリー世帯を意識したカテゴリの見直しなどのリニューアルを実施した。また、災害時等でも行政からの情報提供を継続できるよう、サーバの強化を行った。	な市政情報を伝えるため登録者数の増加やわか	, 維持(継 続)	・市ホームページの多言語翻訳については、従来の無料サービスに代えて、有料翻訳ソフトを導入し市政情報を多言語で発信できる安定した環境を構築するとともに、利便性の向しを図る。・市公式SNSについては、YouTubeのトップページのカテゴリ整理を行い興味・関心のある動画を見つけやすくするなどの工夫をすることで登録者数の増加を目指す。	拡充		•	•	行政運営1-1-①		広報課
			中事業	日常生活用具給付等事業費	患者に対し、日常生活用具を給付する。 (視覚障害) 視覚障害者用ボータブルレコー ダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者 用時計など	・排泄支援用具(ストマ用装具)を中心に日常生活 用具の給付等により、在宅で生活している重度障 害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の 促進を図ることができた。 ・給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格 など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額 に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者 団体(4団体への説明・意見交換を行い、当事者 ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の 充実を図ることができた。	_	変更(新 規·拡 充·行 革)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、 安定的な事業室に写める。 ・市報やホールページへの掲載のほか、当事者 団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めなが ら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に 給付できるよう取り組んでいく。	拡充		•	•	06-3-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉
			中事業	軽·中度難聴児補聴器購入費等助 成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を 助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や 保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。	-	維持(継続)	・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期の言語発達やコミュニケーション能力取得により、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。			•		06-3-① (障害者支援)		障害福祉

策の向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要	R4 R3 主 主要 主要 主 事業 事業	事務事業		総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
		 その人らしく、自立して安心に暮らすことができる共	上生社会(の宝穂				751-512		事業	三 李来 李来	1				
		支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり														
施策9): 情	報・コミュニケーション、行政等における配慮														
	1	●点字プリンターの一層の活用を図り、手続きに係る案 内等の要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に取り組みます。	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業	・障害特性に応じたコミュニケーション手段の 利用促進に向けた取組の検討を行う。	・市が発出する通知等の点字化を進めていくため、 簡単な点字作成マニュアルを整備し庁内各課に周 知を行った。	_	維持(継続)	・市が発出する通知等の点字化を更に進めていくため、機会を捉えて啓発に努め、点字ブリンターの更なる活用を促していく。			•	•	06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
)情報提供の充実	●視覚障害のある人等に対して、対面朗読や点字図書・録音図書の郵送貸出を行います。また、点字作業の実演や支援機器を紹介するなどし、障害のある人への配慮等について啓発します。	中事業	障がい者等サービス事業	・視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施 や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。 ・視覚障がい者の読書活動をサポートする 様々な機器の紹介や、点字作業の実演など の事業を実施し、図書館における障がい者 サービスの重要性を市民に啓発する。	・視覚障がい者に点字図書や録音図書を提供し、 一般図書が利用困難な市民に対しても読書活動が 行える環境を整備した。 〈令和4年度 主な実績〉 (貸出) ・点字図書 (利用者数 420人 貸出点数 588点) ・録音図書 (利用者数 2,628人 貸出点数 3,358点) (事業) ・対面朗読(延べ127人参加) ・パリアフリー読書展(25人参加) ・人にやさしい読み書き機器展(29人参加)			・インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。			•		01-1-④ (地域コミュニティ・ 学び)		中央図書館
(1) 情報の利用のしや	② 意思疎	●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に取り組むとともに、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。また、意思疎通支援名の確保に向けて、養成講座の受講者促進や受講者の課程修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組みます。	中事業	意思疎通支援事業	可欠な時に、事前に登録している対象者に対	・意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、 受講者(修了者)数の確保に努め、令和4年度の養成講座修了者数は全体で60人、新規の派遣登録者は8人であった。 ・意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けては、委託団体(尼崎市皓力障害者福祉協会)や手話言語書祭例施策推進協議会で協議を重ねながら、支援者(手話通訳・要約署記)の処遇の向上(派遣単価の引上げ等)や養成講座修了者の派遣登録を促すための「仮称)チャレンジ派遣制度」の創設など制度の拡充に取り組んだ。 ・これまで外国籍住民向けに窓口で活用していた「テレビ通訳」の言語に新たに手話を追加した。 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、県下共同事業として県・政令市・中核市と連携しながら、令和5年度からの実施に向けて必要なスキーム等の調整に取り組んだ。	ミュニケーション施策推進法」が施行され、意思 疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣 登録者も十分ではなく、また、市の窓口等に設置	規·拡 充·行	・拡充後の意思疎通支援事業の効果的な実施に 取り組むとともに、不足する意思疎通支援者の確 保の方策、また、新たな法律の趣旨等を踏まえ た本市の意思疎通支援体制のあり方などについ て、委託団体や手話言語条例施策推進協議会と 協議・検討を進めていく。	拡充		•	•		障害者計画障害福祉計画	障害福祉課
すさ	通支援の充実	●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組みます。また、「尼崎市手話言語機の施策推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。	中事業	手話言語普及啓発事業費	・尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。	・手話の普及等に向けては、手話ハンドブック・啓発パンフレットを各種講座で配布したほか、市立小学校5・6年生を対象に啓発パンフレットを配布した。市民等向け啓発議座全体(4議座11回)の参加者数は計77人と昨年度よりは減少したものの、事業者向けは3年ぶりに、また聴覚障害児・保護者向けは初めて開催に至った。・世界ろう連盟及び全日本ろうあ連盟からの呼びかけによる、「国際ろう者週間」「手話言語の国際デー」に合わせ、尼崎城等でブルーアップを実施し、手話言語の普及啓発に取り組んだ。	ていかなければならない。	維持(継続)	・手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS 等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き 協議会において、効果的な講座開催等について 協議していく。			•	•	06-3- ⁻ 3 (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		●障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るパリアコリー改修を行う身体障害者福祉を超上併散施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の費報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福地野」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。		身体障害者福祉会館移転事業費	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針 1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福 社会館を教育・障害福祉センターに移転する ため、必要な整備等を進める。	・身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)が「音声認識アプリケーション(アイ・ドラゴン4)」が「音声読み上げ装置(プレクストーク)」など情報支援機器を設置し、施設機能の向上を図った。また、これら専門機器のメーカー等を招いた利用者説明会を開催することで、施設や機器の利活用につなげた。	_	維持(継続)	・会館機能を有効活用し、情報支援にも配慮した 障害のある人の活動拠点としていくため、引き続き併設する「身体障害者福祉センター」や自立支援協議会「あまのくらし部会」等にも意見を伺いながら、今後の運用方法等について検討していく。		新規	•	•	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政
	③講座の開催	●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては障害特性に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組みます。		身体障害者福祉センター指定管理 者管理運営事業費費	_	・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ14講座を開催した。	_	維持(継続)	・会館の移転に合わせて、導入した情報支援に 係る各種機器の活用方法を検討するほか、障害 のある人が各種講座・活動への参加や災害時も 含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用 等に取り組んでいく。					06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政

	取組 取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要	R4 R3 主要 主要	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	- All			李木似女	収和(季条/风米	2	方向性	次十段(7夜/00収配	事業	主要主要事業事業	**	H. 11-4			
	もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる。 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり		の天現												
本施策9	: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮												I		
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取録を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。	_	維持(継続)	・新任課長や新採職員を対象とした必須研修を 継続実施していくことで、職員の障害者差別解消 法の認知度を高めていく。			•	•	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
	●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。	中事業	障害者雇用推進等事業費	・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍 推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職 員として任用するハートフルオフィスup×3 (アップスリー)事業など、障害のある職員が 能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図 り、働きやすい職場環境を整える取組を進め る。	分の講義を行った(動画)。 ・「メンタルヘルス及び合理的配慮研修」では、「大人の発達障害」をテーマに本市産業医が基本的知識について講義を行った(動画)。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、合理的配慮の事	り、 <u>合理的配慮を知らない職員の割合は改善し</u> てきているが、一般職、再任用、会計年度任用職	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大 ・合理的配慮に係る研修の受講対象者を一般 職、会計年度任用職員まで拡大するなど取組の 強化を検討していく。			•	•	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援
	市職員等の	中事業	研修事業費	・職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識、技能及び問題解決能力等を習得する。また、人権意識の醸成やコンプライアンスの徹底などの向上に向けた研修を実施し、職員の意識改革や能力形成を図る。	・市職員に対して、障害者差別解消法に規定する 対応要領等に基づき、障害や障害のある人への理 解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研 修に取り組んだ。 管理職のマネジメント研修において、障害特性や 職場における合理的配慮等についての内容も盛り 込んでいる。 ・研修受講者を募集する際には、情報保障の必要 かつ合理的な配慮を行う。	・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」 が、全ての市職員の内部的規範となるよう、継続	維持(継	・障害者差別解消法の概要をはじめ、「職員対応要領」や「手話」など障害の理解を深める研修について、引き続き、市の新任役職者や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。 ・手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障害者に対する理解を深めていく。					行政運営2-1-①	人材育成基本計画	人材育成担当 人事課
(2)行政	理解と配慮	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、 地域の関係機関で構成する障害者差別解消 支援地域協議会を開催する。	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任 課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研 修や手話研修を継続して開催した。	-	維持(継続)	・新任課長や新採職員を対象とした必須研修を 継続実施していくことで、職員の障害者差別解消 法の認知度を高めていく。			•	•	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
等における配慮	●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促 進や手話・筆談等に関する研修等を実施するとともに、		障害者雇用推進等事業費	・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍 推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職 員として任用するハートフルオフィスup×3 (アップスリー)事業など、障害のある職員が 能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図 り、働きやすい職場環境を整える取組を進め る。	分の講義を行った(動画)。 ・「メンタルヘルス及び合理的配慮研修」では、「大人の発達障害」をテーマに本市産業医が基本的知識について講義を行った(動画)。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、合理的配慮の事	・障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した容発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスルタ3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきているが、一般職、再任用、会計年度任用職員については、知らない割合が比較的高く、改善の余地がある。	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大 ・合理的配慮に係る研修の受講対象者を一般 職、会計年度任用職員まで拡大するなど取組の 強化を検討していく。			•	•	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支
	になっていまが、日本のでは、 情報支援に係る機器の導入や市が主任するイベント等への意思疎通支援者の配置を行うことで、適切な対応 に取り組みます。	中事業	研修事業費	・職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識、技能及び問題解決能力等を習得する。また、人権意識の醸成やコンプライアンスの徹底などの向上に向けた研修を実施し、職員の意識改革や能力形成を図る。	・管理職のマネジメント研修において、障害特性や	・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」 が、全ての市職員の内部的規範となるよう、継続	維持(継続)	・障害者差別解消法の概要をはじめ、「職員対応 要領」や「手話」など障害の理解を深める研修に ついて、引き続き、市の新任役職者や新採職員 を対象とした研修メニューとして、定期的に開催し ていく。 ・手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障 害者に対する理解を深めていく。					行政運営2-1-①	人材育成基本計画	人材育成担 人事課
		中事業	多文化共生社会推進事業費	住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	・市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において、外国籍児童生徒の受入需要が高まっていることから、日本語ボランティアが子どもの支援に携わる機会を設けるため、夏休み期間に子ども向けの宿題教室を実施した。	・日本語学習のニーズが多様化(オンライン、受験対策、学習支援等)している。	維持(継続)	・引き続き、日本人向け「やさしい日本語講座」を 実施するとともに、地域の日本語教室や国際交 流協会と連携し、子ども向け日本語学習の支援 を進める。			•	•	(人権尊重・多文化	尼崎市人権文化 いきづくまちづくり 計画	ダイバーシラ 課
	●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。	その他取組	・選挙のお知らせの作成 ・投票環境の向上	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに選挙 立候補者の氏名等を収録したCD「選挙のお知 らせ」や点訳した「選挙のお知らせ」を希望者 に届ける。 ・投票所における投票環境の向上を図る。	・音声版「選挙のお知らせ」 市長、73部、市議補:73部、参議院:74部 ・点字版「選挙のお知らせ」 市長、74部、市議補:74部、参議院:74部 ・段差がある投票所にはスロープを設置し、また、 車椅子が通れるような配置とした。	_	維持(継続)	_							選挙管理委務局
	世界用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。また、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	組	・投票環境の向上 ・投票機会の確保	・投票所における投票環境の向上を図る。 ・不在者投票の利用促進のため、周知を図 る。	・管理者・代理者・庶務担当者向けの投票事務打合会にて、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、周知した。 ・市報やホームページで周知するとともに、指定施設等における不在者投票管理者説明会で、不在者投票について、周知した。	_	維持(継続)	_							選挙管理委務局